

国土利用計画 第二次飯山市計画



飯山市

平成21年6月

国土利用計画

第二次飯山市計画

計画期間：平成21～30年

基準年次：平成18年

中間年次：平成24年

目標年次：平成30年

飯山市





市長挨拶

私たちが暮らす飯山市は、美しい自然と豊かな文化をもっています。田園の中をゆったりと流れる千曲川、それらを優しく包みこんでくれる山々。これらは、現在及び将来における市民のためのかけがえのない資源であり、私たちの生活や生産活動は、すべてこの土地を基盤に成り立っています。したがって、この大切な財産である土地を保全し、計画的かつ有効に自然と調和のとれた利用をしなければなりません。

また、平成 26 年度には、市民永年の悲願である北陸新幹線飯山駅の開業が見込まれ、新幹線効果の波及に飯山市のみならず周辺地域からも大きな期待が寄せられるとともに、本市の土地利用の大きな転換点となることが予想されます。

こうした状況の中、平成 30 年を目標年次とする国土利用計画（第二次飯山市計画）を策定しました。この計画を指針として、新幹線効果を十二分に活かしながら、自然と調和し共生する総合的かつ計画的な市土利用を図り、先人たちから授かった「悠久のふるさと」を次の世代に伝えていくとともに、市の総合計画で掲げる「子どもに夢と希望を、市民に元気を、お年寄りには安心安全を」与えられる市政の実現を目指して参ります。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました飯山市国土利用計画審議会の皆様、多くのご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 21 年 6 月

飯山市長 石田 正人

前文

第Ⅰ章 市土の利用に関する基本構想

1 節 市土利用の基本方針	1
1. 基本理念	1
2. 本市の特徴	2
(1) 立地・自然 (2) 交通 (3) 産業 (4) 文化・芸術	
3. 国土（市土）を取り巻く基本条件	4
(1) 人口減少と少子高齢社会の進行 (2) 農地・農村集落環境の変化	
(3) 中心市街地の空洞化と郊外への拡散	
4. 市土利用の基本方向	5
(1) 計画的な土地利用の推進 (2) 自然と共生した土地利用の推進	
2 節 利用区分別の市土の利用方向	7
1. 農用地	7
2. 森林	7
3. 原野	8
4. 水面・河川・水路	8
5. 道路	8
6. 宅地	9
(1) 住宅地 (2) 工業用地 (3) その他の宅地	
7. その他	9
3 節 地域類型別の市土利用の基本方向	10
1. 都市地域	10
(1) 現在、都市計画区域に指定されている地域	
(2) 将来、都市計画区域に取り込むべき地域	
2. 田園地域	11
3. 森林地域	11

第Ⅱ章 市土利用目標

1 節 利用区分・目標値	12
1. 目標年次及び基準年次	12
2. 目標年次における人口	12
3. 利用区分	12
4. 目標設定方法	12
5. 規模の目標	12
2 節 地域別の概要	14
1. 地域区分	14
2. 地域別土地利用	15
(1) 市街地周辺地域 (2) 西部地域 (3) 東部地域	
(4) 中部地域 (5) 北部地域 (6) 南部地域	

第Ⅲ章 Ⅱ章に掲げる事項を達成するために必要な措置の検討

1. 公共の福祉の優先	19
2. 国土利用計画法等の適切な運用	19
3. 地域整備の推進	19
(1) 市街地ゾーン	
(2) 駅周辺ゾーン	
(3) 計画的開発ゾーン	
(4) 工業・産業振興ゾーン	
(5) 自然ふれあいゾーン	
(6) 史跡ふれあいゾーン	
(7) スポーツ・レクリエーションゾーン	
(8) 水辺ふれあいゾーン	
4. 市土の保全と安全性の確保	22
(1) 地域条件を踏まえた防災対策の推進	
(2) 森林の適切な管理の推進	
(3) 治水対策の推進	
(4) 土砂災害防止対策の推進	
(5) 都市防災の推進	
5. 環境の保全と美しい市土の形成	23
(1) 自然環境の保全と良好な循環機能の保全	
(2) 良好な生活環境の創造	
(3) 廃棄物の適切な処理とリサイクルの推進	
(4) 環境影響評価の推進	
6. 土地利用転換の適正化	23
(1) 農用地の利用転換	
(2) 森林の利用転換	
(3) 大規模な土地利用の転換	
7. 土地の有効利用の誘導	24
8. 市土の市民的経営の推進	24

資料編

1. 市土の利用区分の定義	25
2. 計画の前提となる主要指標	27
3. 土地利用区分ごとの市土利用の推移	28
4. 利用区分ごとの規模の目標の考え方	29
5. 市土利用の変化	31
6. 利用区分面積と関係指標の推移と目標	32

参考図

土地利用現況図	36
土地利用構想図	37

その他の資料

1. 飯山市国土利用計画審議会条例	38
2. 飯山市国土利用計画審議会委員名簿	39
3. 飯山市国土利用計画諮問、答申	40
4. 飯山市国土利用計画策定の経過	41

前 文

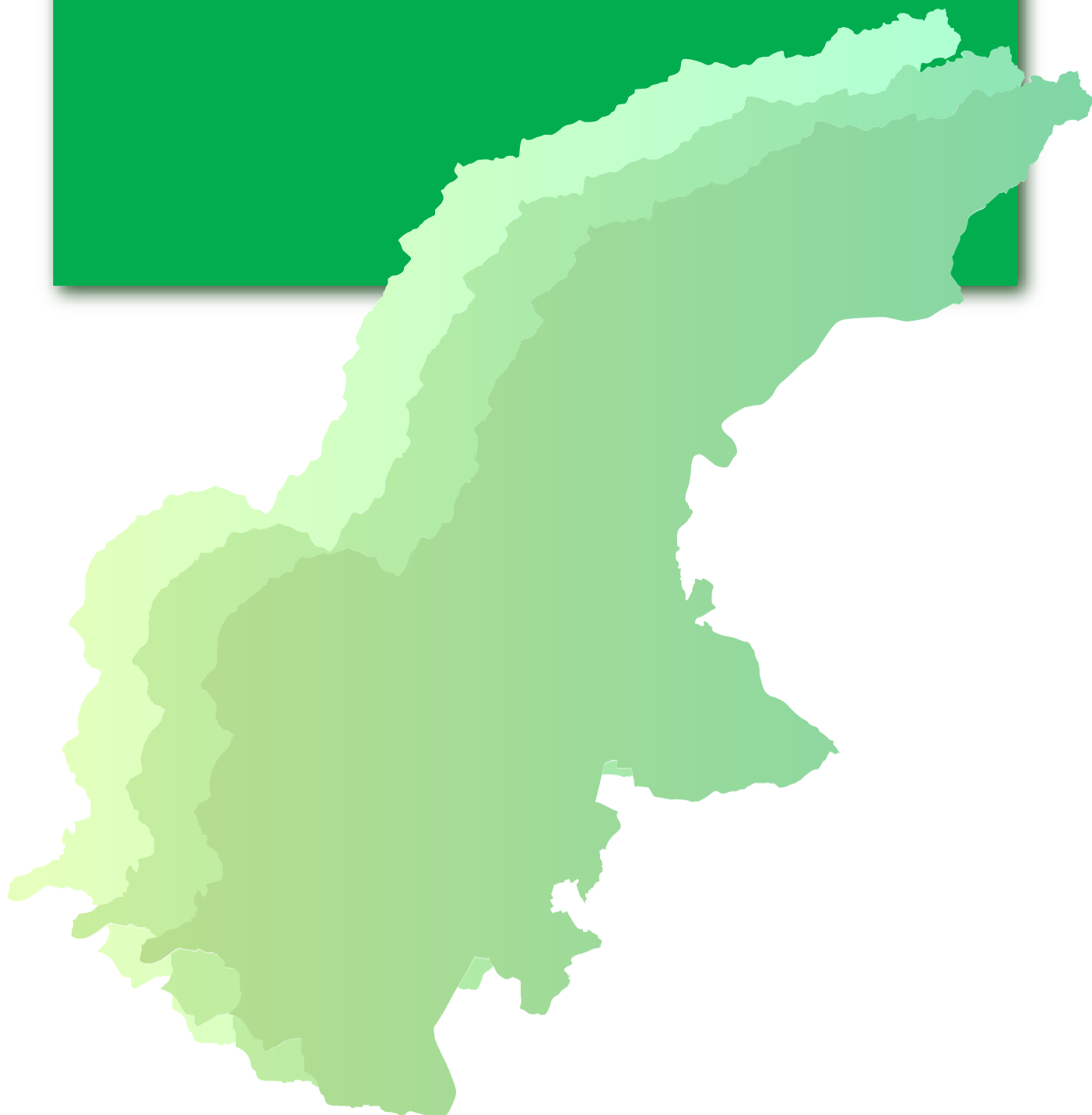
本計画は、国土利用計画法第 2 条に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、同法第 8 条の規定に基づく飯山市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関し、必要な事項を定めたものです。

本計画の策定に当たっては、国土利用計画法第 5 条及び第 7 条の規定により、全国計画及び長野県計画を基本とし、併せて飯山市総合計画の基本構想に即するものとなりました。

よって、本計画は都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、各種法令に基づいて定める土地利用に関する行政上の諸計画の指針となるものです。

なお、長野県計画の改定、本市の総合計画の改定、さらには社会情勢に大きな変動があった場合、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

第Ⅰ章 市土の利用に関する基本構想



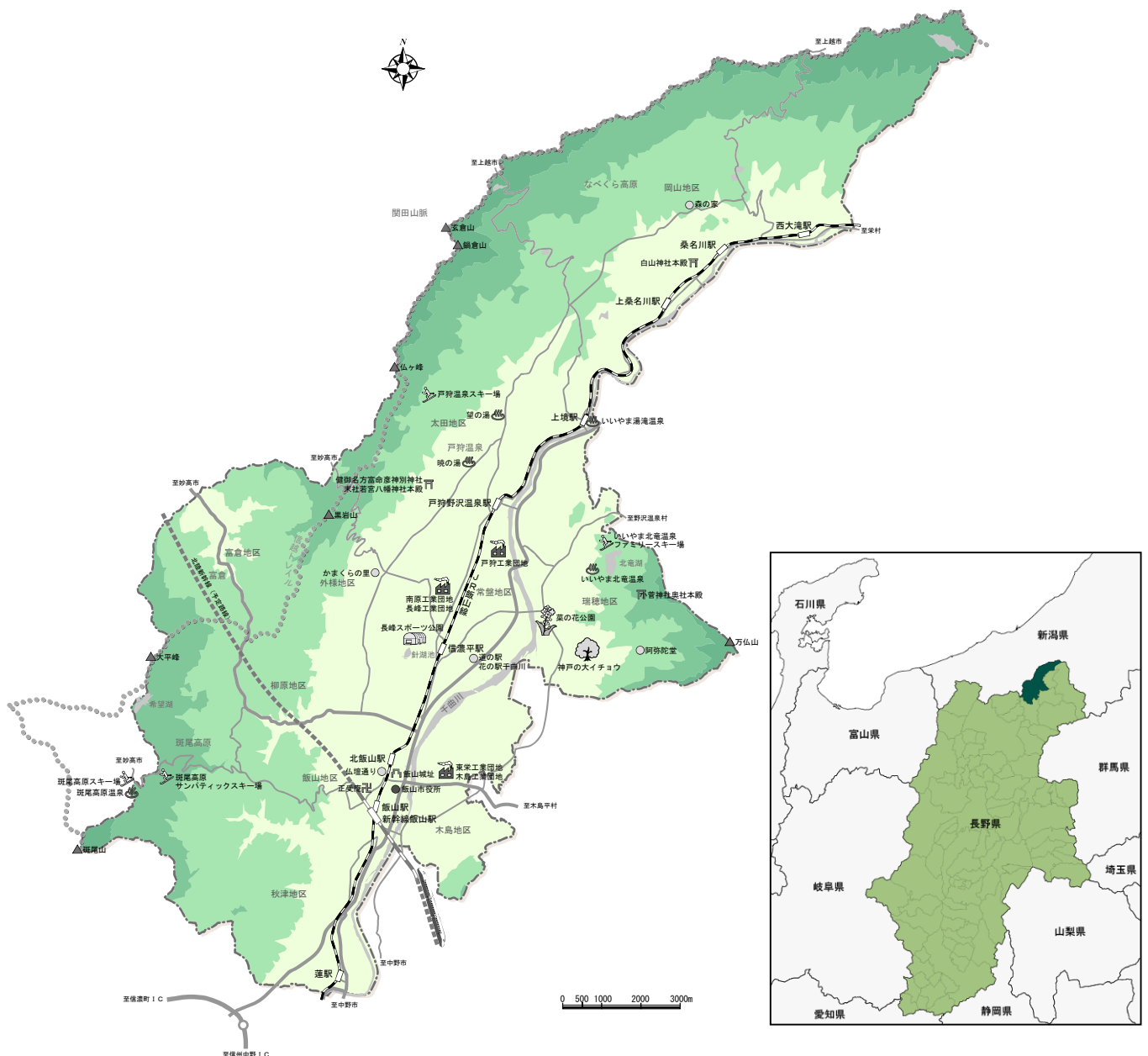
第Ⅰ章 市土の利用に関する基本構想

第1節 市土利用の基本方針

1. 基本理念

市土は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、経済活動をはじめとする市民活動に必要な共通基盤であり、市民生活及び地域の発展と深い関わりを持つ、再生できない貴重な資源です。

したがって、市土の利用にあたっては、市民の理解と協力のもとに、公共の福祉と災害に強い市土利用を優先させます。また、恵まれた自然環境と景観の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と、産業の振興も視野に入れた市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、状況変化に的確に対応した土地利用を総合的かつ計画的に進めていくものとします。



2. 本市の特徴

(1) 立地・自然

本市は、長野県の北部に位置し、東側に栄村、野沢温泉村、木島平村、南側に中野市、西側は新潟県に接し、面積は 202.32 ㎢で、南北に約 24km、東西に約 20km の広がりを持っています。

近傍都市への距離は、長野市へ 36km、中野市へ 15km、新潟県妙高市へ 25km、十日町市へは 60km となっています。

地形は、西側を斑尾山と鍋倉山を連ねる関田山脈に、東側を三国山脈の支脈による山地で囲まれ、市域のほぼ中央を南北に流れる千曲川の沖積平野からなる盆地を形成しています。

また、長野新潟両県の境を接する関田山脈には、全長 80km にも及ぶ国内有数の本格的ロングトレイル（長距離自然道）である「信越トレイル」が平成 20 年 9 月に開通しました。これは、往時の信濃と越後を結んでいた幾本もの峠道や一帯の森林管理に使われていたきこりみち樵道といった古道が、NPO 法人やボランティアの手で改修・復元され、人が歩ける 1 本のルートとして整備がなされたものです。本トレイルの開通により、長野新潟両県の沿道自治体レベルでの地域間交流や新たな観光資源としての活用が高まっています。



(2) 交通

周辺市町村とは、国道 117 号、292 号、403 号などの幹線道路、長野市から新潟県十日町方面へ通じる J R 飯山線により結ばれ、高速広域交通網としては上信越自動車道の豊田飯山 IC に近接し、本市の交流圏は拡大を遂げてきました。

さらに、平成 26 年度末には、在来線飯山駅を併設した北陸新幹線駅の開業が予定されています。これにより、東京までの時間距離は、現在の 3 時間から 2 時間弱へと大幅な短縮が見込まれ、観光需要の高まりや、移住定住者の増加など、交流人口の拡大に期待が寄せられています。

(3) 産業

本市の農業は、四季の変化に富んだ豊かな大自然に恵まれ、米、野菜、きのこ、花き、畜産物の生産が行われています。また、地域に適した付加価値の高い農畜産作物の生産・普及も進められ、生産量日本一のグリーンアスパラガス、品質の高い信州みゆきポークなどの逸品が数多くあります。

製造業では、300 有余年の歴史を誇る「内山紙」と「飯山仏壇」が経済産業大臣より「伝統的工芸品」の指定を受けています。また、新たな企業立地を促すため工業団地の整備や優遇策が講じられ、企業誘致が進められてきました。その結果、誘致企業による工業製品出荷額は市全体の約 80%の水準に達するとともに、市全体の工業従事者の約 65%を雇用するなど、地域の経済や雇用に大きく貢献しています。

商業は、飯山市街地の上町・本町・仲町通りと、JR戸狩野沢温泉駅周辺に、古くからの商店街が形成されています。また、秋津地区の国道 117 号沿線では、近年の道路整備を契機に、駐車場を兼ね備えた大規模小売店舗が出店し、新たな商業地が形成されています。しかし、こうした郊外への商業集積は、消費者の吸引率や地元滞留率を高める側面がある一方、既存商店街の集客力を鈍らせるなど、課題もみられています。

観光面では、日本海からの季節風の影響により市域に多くの降雪がもたらされることから、各所にスキー場が開発され、スキー観光が冬期観光の柱となっています。併せて、通年型の観光地を目指して、全国に先駆けてグリーンツーリズムに着手し、市・JA・観光協会が中心となり連携しながら取り組んでいます。具体的には、戸狩・信濃平の農家民宿、斑尾高原のペンションを中心に、首都圏の小中高校の体験教育の一環として、自然体験・農業体験等をメニューとする学習旅行の受け入れに取り組んでおり、当初（平成 6 年度）の 13 校から平成 20 年度には約 70 校にまで実績を伸ばしています。

(4) 歴史・文化

川中島の合戦の頃、飯山は上杉方と武田方との要衝の地であったことから、永禄 7 年（1564 年）、上杉謙信によって飯山城の防御機能を高める改修が行われたことを契機に、上杉方の防衛拠点として飯山城の価値が高まるとともに、城下に「まち」が形成されていきました。江戸時代に入ると歴代藩主の仏教信仰と城下の防衛政策が合致し、城下西側の丘陵地帯を中心に 20 余もの寺社が配置され、「雪国の小京都」とも呼ばれる独自の寺町景観を有するようになりました。



飯山城址（県史跡）

市の周辺部には貴重な文化財が数多く在り、小菅神社奥社本殿（小菅区）、白山神社本殿（名立区）、健御名方富命彦神別神社末社若宮八幡神社本殿（五束区）は国の重要文化財、黒岩山（外様地区）が国の天然記念物に指定されているなど、その価値を現在に伝えています。

また、豊富な降雪をもたらす気象条件により、雪国ならではの植生や豊かな農産物が育まれ、それらの素材や人々の知恵が合致したこの地方独自の食文化が発展してきました。中でも、富倉地区に伝わる「笹ずし」が、県の無形民俗文化財に選択されているほか、「えご」や「いもなます」といった郷土食が伝承されています。

3. 国土（市土）を取り巻く基本条件

(1) 人口減少と少子高齢社会の進行

我が国は今、かつて経験したことのない人口の減少、少子高齢社会の進行という転換期を迎えています。日本の総人口は平成 17 年以降減少に転じ、合計特殊出生率も昭和 50 年(1975 年)に 2.00 を下回って以来低下傾向となり、近年は 1.30 前後の水準で低迷しています。また、平成 30 年には高齢化率が 28.6%と、平成 18 年の 20.8%より約 8 ポイント増加するものと予測されています（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」平成 18 年中位推計）。

本市においては、昭和 29 年（1954 年）の市制施行以来、人口の微減傾向が続いています。平成 20 年の高齢化率は 30.2%に達し、全国より 10 年以上高齢化が進行しています。年齢別人口でみると、65 歳以上の高齢者数はほぼ一定であるのに対し、若年人口の減少が顕著です。特に、市外への転出による若年層の流出により、出生数を左右する 25 歳から 39 歳までの世代の割合が低いことが、高齢化率を高めている大きな要因といえます。

こうした、若年人口の減少にともなう高齢化の進行は、社会機能の維持はもとより、伝統芸能や祭礼など地域固有の文化や、のどかな田園・里山景観といった財産を、後世に伝えていくうえで困難になりつつある状況もうかがえるところです。

このため、市では子育て支援策の充実による出生率向上や、住宅・就労対策といった移住定住施策の強化に取り組んでいます。併せて、高齢者が健康で生き生きとこの地で暮らせるよう、健康増進や生きがい支援などの施策の充実にも努めています。

(2) 農地・農村集落環境の変化

農業については、担い手不足、遊休・荒廃農地の増加、輸入農産物の市場参入による農産品価格の低迷など、取り巻く環境が厳しい状況となっています。このような中で、食の安全・安心に対する国民の関心の高まりや、食料自給率の向上、安定的な生産体制の確立に向けた各種農業政策の推進など、農業構造の改革を進める施策が打ち出されています。

本市においても、農産品価格の低迷、新規就農者の減少、生産者の高齢化、米の生産調整等の理由により、特に中山間地で遊休・荒廃農地が増加し、先人たちがこれまで築いてきた農村風景や環境が変貌しつつある状況です。一方で、本市の田園里山景観は、映画「阿弥陀堂だより」のロケ地に選ばれるなど、この地域の資源や財産として見直され再評価されています。

すなわち、農地の保全を図ることは、本市の魅力を高めることにも通じるため、食の安定供給といった面とともに良質な景観の保全という観点からも土地利用施策を進めていく必要があります。



(3) 中心市街地の空洞化と郊外への拡散

70 年代に始まった中心市街地への大型店の出店規制により、地価の安価な郊外に大駐車場を備えた大型店の進出傾向が強まりました。また、郊外の宅地開発も進み人口が増したことや、マイカーの普及率向上や道路整備の進捗などにより、顧客の足は郊外的大型店に向かうようになりました。

一方、中心市街地においては、周辺人口の流出や核店舗の喪失等により、既存商店街の集客力の低下が進むとともに、小規模な個人商店の休廃業による空き店舗や空地が増加するなど、中心市街地の再活性化が昨今の課題となっています。

本市でも、既存商店街の集客力低下によるシャッター通り化や、郊外への大型店の進出など、全国と同様の傾向となっています。特に、豊田飯山 IC から近く、道路整備も進んでいる秋津地区には、大型店を含む郊外型店舗の進出が顕著であり、各店各様の看板やのぼり旗が散在するなど、この地のイメージや景観に不似合いな雰囲気醸成している状況となっています。

こうしたことから、中心市街地への商業施設の再配置を誘導しつつ、優良農地の保全も含めた郊外店の規制なども視野に入れた施策を推進していく必要があります。

4. 市土地利用の基本方向

市土地利用にあたっては、市土の有限性を前提として、有効かつ適正な利用に配慮し、環境保全、有効利用等の観点に立って、次に示す方向で計画的な調整を図るものとします。

(1) 計画的な土地利用の推進

① 誰もが暮らしやすい市街地の形成

市街地は、都市機能が集積する拠点として、都市計画の用途地域に適合した土地利用を促し、低・未利用地の有効利用を促進するとともに、今後ますます高齢化が見込まれる社会情勢を考慮し、住居、商業、病院、交通拠点等が集積する、市民誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。

併せて、住民協定の締結等による合意形成の下、統一されたイメージの美しい都市景観の形成に配慮し、住む人、訪れる人にとって快適で魅力ある市街地の形成を図るものとします。

中でも、平成 26 年度末に開業が見込まれる北陸新幹線飯山駅は、首都圏・北陸地方からみて「北信州の玄関口」となることから、この地域のイメージや景観に相応しい「豊かな自然」をコンセプトとした駅機能（乗降施設・交通結節・都市施設・駅前広場等）の構築を進めます。併せて、駐車場・アクセス道路・公園緑地・商業地・住居地といった周辺機能も、駅機能と同様のコンセプトに基づき、機能的でバランスのとれた土地利用を図るものとします。

② 美しい農村・里山景観の維持・保全

市街地周辺地域は、土地取得の容易性から、幹線道路沿いを中心に農地が他用途に転換される傾向が顕著です。これにより、新たな商業施設の進出や住宅建設による人口増加がもたらされた半面、商業主義的視点ともいえる無秩序な開発行為により、それまでの良好な農村景観や住環境が損なわれる要因のひとつとなっています。

このため、経済情勢や地域特性をとらえる中、住民との話し合いや合意を得ながら、都市計画区域の拡大・編入も視野に入れた施策を進め、そうした行為の規制・誘導を図ります。

中山間地や森林地域は、農業、林業といった経済的視点のほか、安心・安全な食の供給地、水源涵養、安らぎや癒し効果など付加機能にも着目しなければなりません。

よって、優良農地は引き続き他用途への転換を抑制し、生産活動の場としての機能を持たせる一方、高齢化等により荒廃が進む中山間地は、農地の流動化を進めるとともに、行政や経済団体、関係機関による支援及びその価値を認識する NPO やボランティアなど外部の人の協力も得ながら、維持・保全に努めていきます。

(2) 自然と共生した土地利用の推進

本市は市土の約 60%を森林が占める中、先人たちが山を切り開いて開墾した農地も数多く、山裾を這うように集落が形成されています。また、市内中央部をたおやかに流れる千曲川の沖積作用による平野部にも、農地や集落が形成されています。

本市のこうした風景は、「日本の原風景」とも評され、住む人や訪れる人に「癒し」を感じさせ、飯山らしい牧歌的な印象を与えてくれる、大きな財産となっています。

しかし、こうした地勢により、ひとたび自然の営みの均衡が崩れると、土砂災害や河川の氾濫など、計り知れない大きな被害をもたらすことも事実です。

よって、安全で快適な市土づくりのため、今後も総合的な治山・治水対策を進め、市土の質的向上に努めていきます。

第2節 利用区分別の市土の利用方向

土地の利用区分は、『農用地』、『森林』、『原野』、『水面・河川・水路』、『道路』、『宅地』及び『その他』の7区分とし、各区分の土地利用の基本方向は次のとおりとします。

1. 農用地

農用地は、農業経営や食料供給の安定を図るうえで欠くことができない生産基盤です。併せて、貴重な緑地空間として地域環境の保全に重要な役割を担っています。

また、人々に「癒し」や「日本の原風景」を感じさせるこれらの農村風景は、地域の観光資源としても貴重な財産となり得ます。

しかし、農業を取り巻く環境は、担い手の不足、遊休農地の増加、輸入農産物の市場参入による農産品価格の下落など、厳しい状況となっています。

そのため、優良農地は保全していくとともに、農地の流動化を進め、生産条件が不利になりがちな中山間の農地においても、多面的な価値を再認識しながら、目標面積の確保に努めます。併せて、付加価値の高い農作物の開発や生産奨励、販路の拡大も図っていきます。

2. 森林

森林は、木材やキノコ、山菜といった林産物の供給基地であるほか、水源涵養、災害抑制、動植物の生息環境、大気の浄化など、いくつもの公益的・多面的機能を有しています。

しかし、森林を取り巻く環境は、木材価格の低迷や森林所有者の不在村化の進行などによる手入れの遅れなどにより、荒廃が進行しています。そうした現状を踏まえ、森林の持つ機能を再認識し、機能を十分に発揮できるよう、「森林づくり県民税」を活用して、森林の育成・保全を図ります。

また、本市の森林環境は、森林医学面での実証実験の結果や関連施設等の充足度が評価され、日本で最初の「森林セラピー基地」のひとつとして、なべくら高原から斑尾高原へ通じる「母の森」エリアと小菅神社周辺の「神の森」エリアが認定されています（平成18年）。こうした森林による健康維持・増進効果に着目した取り組みを通じて、環境の整備と有効利用を図ります。



3. 原野

原野のうち、湿原や野生動植物の生息・生育地など、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系や景観の維持の観点から保全を基本とし、そうした環境が失われつつある場合は、再生を促進します。

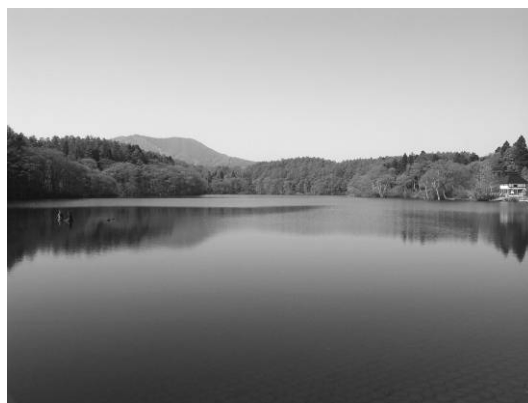
その他の原野については、周辺の土地利用との調整を図りながら、可能なものについては、他用途への転換を促進します。



4. 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、人々の日常生活や生産活動を支える水資源を得るための重要な資産です。また、川辺や池沼などの水辺は動植物の棲みかとなるほか、釣りやボート等のレジャーなど、市民や観光客にとって身近な自然と触れ合える憩いの場となっています。

このため、水面・河川・水路については、適切な管理を図り防災機能を高めるとともに、川岸や水辺に形成される草木等の植生や動物等の生息環境を冒さないよう、自然を尊重した方法でその整備に努めるものとします。



5. 道路

道路は、人々の移動や物資の輸送など、生活や産業活動の基盤となる大切な財産です。また、市内を南北に通じる国道 117 号を中心に、「千曲川・花の里山風景街道」として「日本風景街道」に登録され（平成 19 年）、風光明媚な沿道景観は全国的にも評価を受けています。

市内の幹線道路は、長野オリンピック（平成 10 年）、ながの飯山国体（平成 13 年）の開催に併せ、急速に整備が進みました。これら幹線道路の整備は、他の都市間との時間的距離の短縮を果たし、市民生活や経済活動の向上をもたらしました。また、整備された道路沿いに、新たな商業集積や宅地開発等がなされ都市化が進むなど、地域が大きく変貌を遂げています。

一方、生活利便性や交通安全性の向上を求める道路整備への住民要望は依然として強いため、道路管理者はじめ関係機関等と協議を進めながら、必要な整備を推進します。

集落内を通じる生活道路は、地域の財産であるという認識のもと、市と地元が協力して実施する「協働のみちづくり事業」により、その維持と管理に努めます。農道・林道については、生産性の向上及び適切な管理に向け、自然環境に配慮した整備を目指します。

6. 宅地

(1) 住宅地

住宅地については、夏期の緑地景観や克雪など冬期生活にも配慮された良質な宅地づくりを推進するとともに、周囲の風景・景観とも調和した「飯山らしい」都市環境の形成を目指します。

また、住民協定の締結を推進し、統一的イメージに基づいた、快適で秩序のある居住環境づくりに努めます。

(2) 工業用地

工業用地については、既存工業団地の有効活用を基本とします。併せて、北陸新幹線飯山駅の開業による企業進出を促し、地域雇用の拡大・流出人口の減少・流入人口の増加など、地域経済や社会構造に最大の恩恵をもたらすよう施策を講じるとともに、企業ニーズに沿った適地の選定・利用を図ります。

(3) その他の宅地

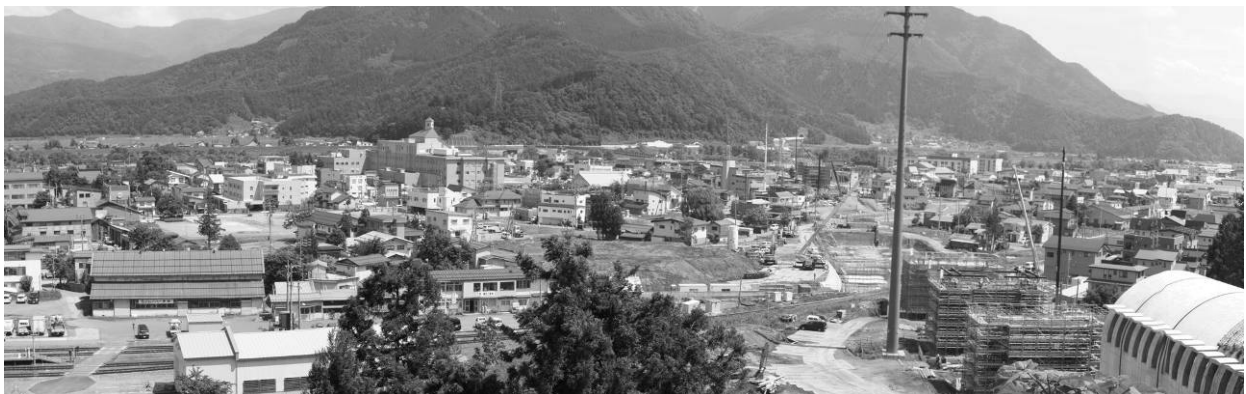
事務所、店舗などの商業用地は、既存市街地の空きビルや低・未利用地の有効活用を推進し、都市部への誘導、機能の集積を高めていきます。

特に、北陸新幹線の開業により商業的土地利用の増加が見込まれる飯山駅周辺は、商業機能の強化を図るとともに、北信州の玄関口として相応しい機能と都市的景観を持たせた整備を推進していきます。

7. その他

上記以外の用地（文教施設、公園緑地等の公用・公益施設、スキー場など観光レクリエーション的機能を有する用地等）は、市民の生活上の重要性及びニーズの多様化を考慮し、周辺環境及び景観の保全に十分配慮し、計画的に必要な土地の確保を図ります。

また、今後見込まれる学校統廃合の動向や、福祉サービス等の行政需要にも対処しつつ、社会情勢の変化に応じた計画的な整備と有効活用を図るものとします。



新幹線敷設工事と区画整理事業が進む飯山駅周辺

第3節 地域類型別の市土利用の基本方向

市域を、地勢や都市機能、歴史風俗等の地域類型の観点から、『都市地域』、『田園地域』、『森林地域』に大別し、下記の基本的方向に基づき土地利用を図っていくものとします（37 ページに、土地利用構想図を掲載）。

1. 都市地域

(1) 現在、都市計画区域に指定されている地域

この区域は、飯山城を起源に古くから都市が形成され、商業系、住居系の機能が整った市の中心的区域です。

このうち、飯山地区の中心部では街路や無散水消雪道路などインフラの整備が進み、官公庁・金融・病院・駅などの都市機能が集約化された区域であります。社会・経済情勢の変化により空洞化が進行し、低・未利用地も存在しています。一方で、北陸新幹線飯山駅の開業に併せた土地区画整理事業が進められ、新駅を中心とした新しいまちづくりが進み、変貌が予想されています。

千曲川東岸の木島地区には、工業団地が展開され、工業製品の出荷額が市全体の約 80%を占める一大製造拠点となっています。

このように、本市の政治経済の中心となる区域である一方、県の史跡である飯山城址や正受庵、寺町など歴史的建造物も存在するため、都市的景観や歴史的街並み景観など、地域の個性と機能に即した整備を推進します。



(2) 将来、都市計画区域に取り込むべき地域

南部の秋津地区では、近年、国道バイパスや幹線市道など道路網の整備を契機に、大規模な農地転用が進み、郊外型商業施設の進出や住宅団地の造成が行われ、都市化が急速に進行しています。

こうした都市化は、地域住民に利便性の向上や人口増加をもたらした半面、優良農地の減少、生活道路への通過車両の進入、夜間照明や騒音の増加、排雪場所の減少など、それまでの生活環境を一変させる事態となっています。

よって、優良農地の確保と生活環境や景観の保全を図るため、急速に都市化が進む区域に対しては、都市計画区域に取り込み、規制・誘導等を図ることで、計画的な土地利用を促進していきます。

2. 田園地域

都市地域を取り囲む既存の農村集落と農用地により形成される地域を、田園地域とします。

これら地域には、農産物の生産拠点となる優良な農地や、地域の信仰・コミュニティの拠りどころとなる寺社が各所に存在するとともに、祭礼や食など地域固有の文化を有しています。

これら、「日本の原風景」とも評される農村の風景は、人々の郷愁を誘うとともに、映画「阿弥陀堂だより」のロケ地に選ばれるなど、高い評価を受けています。

しかし、産業構造の変化により、農業の担い手となる若年層の流出が進んだことで、農村景観の維持や祭礼など、地域文化の伝承が困難な状況が一部に生じています。

このため、平野部に広がる優良農地は生産基盤の整備による生産性の向上を図るとともに、産出される農産物については販路の拡大を図っていきます。併せて、生産条件が不利になりがちな中山間地域は、地域コミュニティや景観の維持の見地から、その保全に努めています。



3. 森林地域

市域の外縁部に位置し、市域の約 60%の面積を占める地域を森林地域とします。

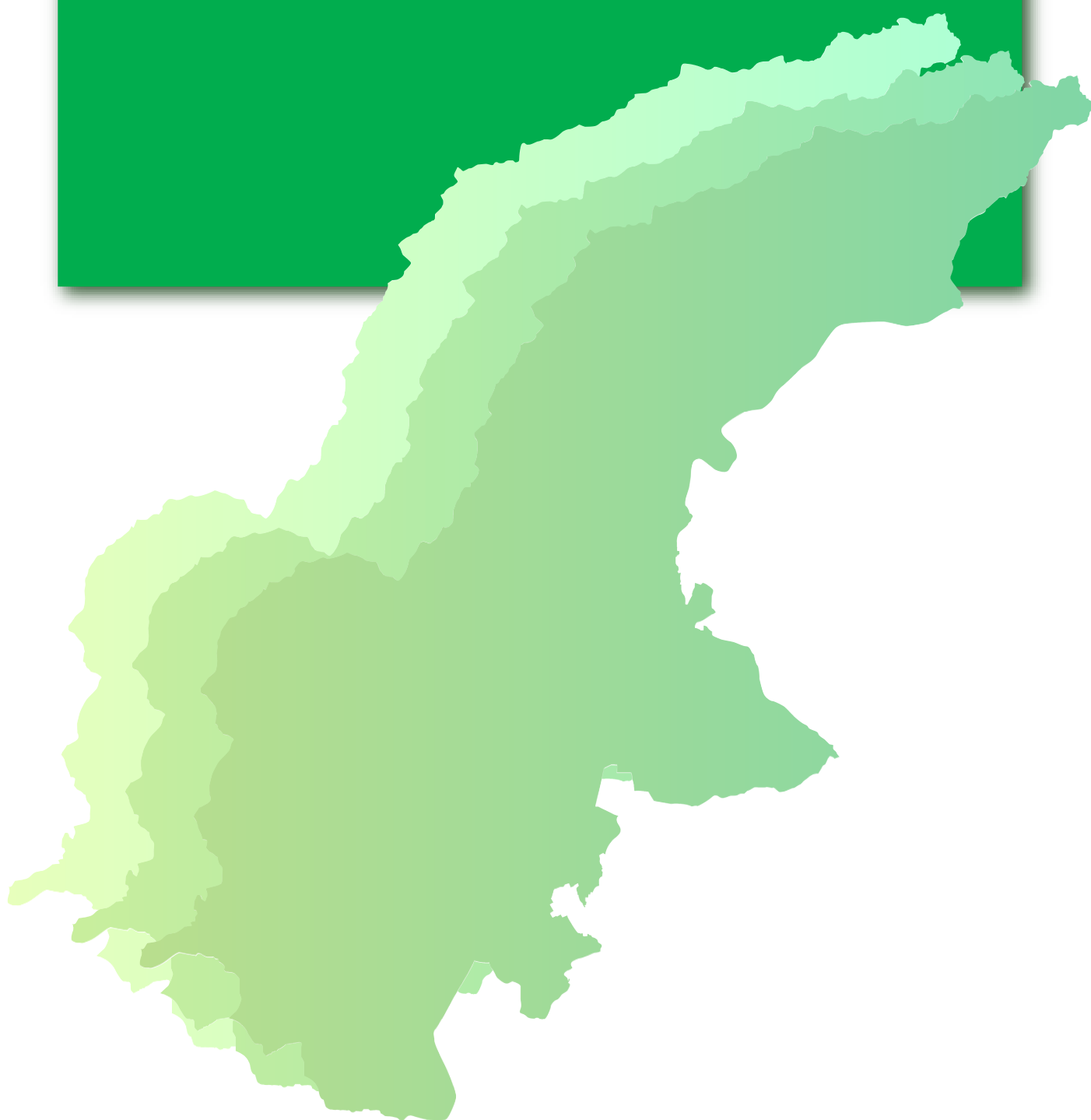
森林地域は、林産物の供給基地であるほか、水源涵養、災害抑制、動植物の生息環境、大気の浄化など、いくつもの公益的・多面的機能を有しています。

また、森林が持つ「癒し」や「リラックス」などの保健的効果に着目した「森林セラピー」の場としての活用や、スキーやトレッキングなど、森林空間を楽しむ場としても活用されています。

よって、こうした森林の持つ機能を認識し、市民に啓発することで、大切な資源である森林の適正な利用促進と、森林環境の保全を図っていきます。



第Ⅱ章 市土地利用目標



第Ⅱ章 市土地利用目標

第1節 利用区分・目標値

本市の目標値、利用区分は次のとおり設定します。

1. 目標年次及び基準年次

基準年次 平成18年（2006年）

中間年次 平成24年（2012年）

目標年次 平成30年（2018年）

2. 目標年次における人口

25,000人（平成30年）

3. 利用区分

利用区分は、『農用地』、『森林』、『原野』、『水面・河川・水路』、『道路』、『宅地』及び『その他』の地目別区分とします。

4. 目標設定方法

土地の利用区分ごとの規模については、第Ⅰ章「市土の利用に関する基本構想」及び第Ⅰ章第2節「利用区分別の市土の利用方向」を踏まえ、併せて、過去からの推移をもとに目標を定めるものとします。

5. 規模の目標

目標年次（平成30年）の利用区分ごとの目標は次表のとおりとします。

表-利用区分別規模の目標 (単位：h a)

		基準年次	中間年次	目標年次	増減	構成比 (%)	
		平成 18 年	平成 24 年	平成 30 年	平成 18 年 から 30 年	平成 18 年	平成 30 年
農 用 地		3,530	3,441	3,353	▲177	17.4%	16.6%
	農 地	3,530	3,441	3,353	▲177	17.4%	16.6%
	採草放牧地	0	0	0	0	0.0%	0.0%
森 林		11,900	11,900	11,900	0	58.8%	58.8%
原 野		280	292	303	23	1.4%	1.5%
水面・河川・水路		825	824	823	▲2	4.1%	4.1%
道 路		742	745	747	5	3.7%	3.7%
宅 地		609	615	623	14	3.0%	3.1%
	住 宅 地	336	338	341	5	1.7%	1.7%
	工 業 用 地	42	43	43	1	0.2%	0.2%
	その他の宅地	231	234	239	8	1.1%	1.2%
そ の 他		2,346	2,415	2,483	137	11.6%	12.3%
合 計		20,232	20,232	20,232	0	100.0%	100.0%

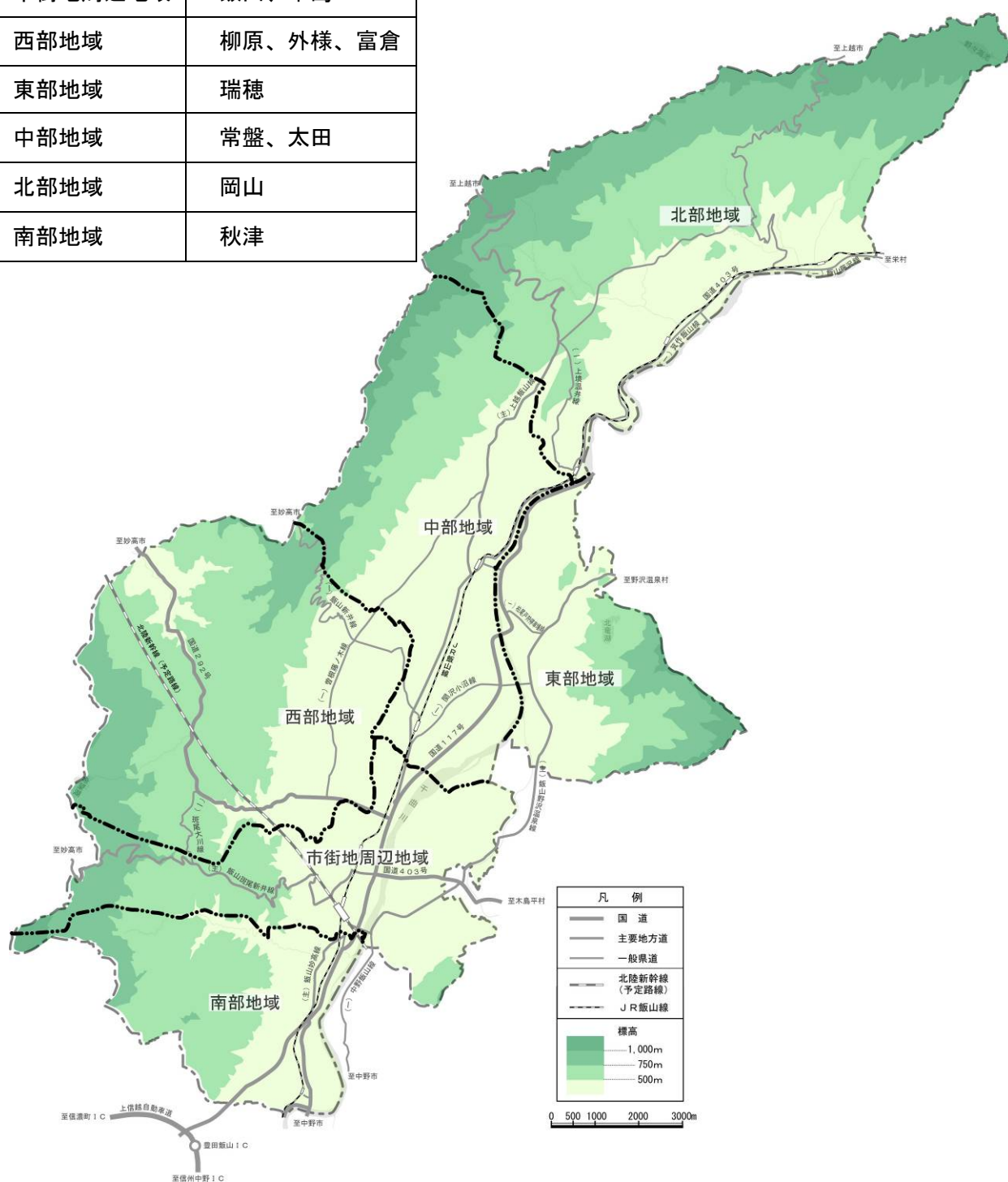
・基準年次(平成 18 年)における土地利用の現況図を、36 ページに掲載しました。

第2節 地域別の概要

1. 地域区分

本市を構成するそれぞれの地域の、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件を勘案し、次の6地域に区分します。

地域の名称	対象地区
市街地周辺地域	飯山、木島
西部地域	柳原、外様、富倉
東部地域	瑞穂
中部地域	常盤、太田
北部地域	岡山
南部地域	秋津



2. 地域別土地利用

(1) 市街地周辺地域（飯山・木島）

本地域は、千曲川の西岸に位置する飯山地区と、東岸に位置する木島地区により構成されます。

飯山地区は、市の人口のおよそ 30% を占め、官公庁・商業・教育・病院・交通機能等が集積し、市街地が形成される本市の中心地域です。西側の丘陵地帯には、愛宕町を中心とする寺院群が形成され、また、経済産業大臣指定の伝統的工芸品である「飯山仏壇」の製造販売店が建ち並ぶ「仏壇通り」の街並みなど、特徴的な都市景観を有しております。ＪＲ飯山駅周辺では、平成 26 年度末に開業予定の北陸新幹線飯山駅の設置工事が行われ、併せて、土地区画整理事業をはじめとする駅周辺整備事業も急ピッチで進み、都市の外観が大きく変貌することが予想されます。

木島地区は、木島工業団地・東栄工業団地を有する、本市の工業生産の一大拠点であり、また、旺盛な求人需要を反映し、民間のアパート建築も盛んです。併せて、周囲では米、アスパラガス、坂井芋などの野菜といった農産物の主要な産地となっています。中でも、坂井芋は近年県から「信州の伝統野菜・伝承地栽培認定」を受けるなど、意欲的な生産・販売活動が行われています。

一方、中心市街地では、近年、空き地や空き店舗などが増加しており、人の流れやにぎわいを呼び戻すことが大きな課題といえます。また、飯山地区と木島地区を繋ぐ中央橋は、老朽化しているうえ狭隘なため、交通や物流に支障となっており、さらに木島地区を通じる国道 403 号沿線は、民家が近接し、一部歩道の未整備区間もあることから、安全確保のため早急な拡幅が求められています。

本地域では、低・未利用地への住宅建設の促進といった有効活用や、空き店舗等への商業誘導を図るなど、利便性の高い中心市街地の形成を総合的に進めます。また、道路・橋梁・堤防といった住民生活に直結する社会資本については、関係機関と連携し、整備・充実に努めていきます。

併せて、北陸新幹線開業を視野に入れ、飯山城址や正受庵、寺院群といった歴史的・文化的資源や、平成 22 年 4 月に開館予定の「人形館（仮称）」なども活用することで、にぎわいと交流の拠点にふさわしい回遊性あるまちづくりを目指します。



(2) 西部地域（柳原・富倉・外様）

本地域は、本市の西部に位置し、その大半は関田山脈の森林地帯です。

富倉地区は、国道 292 号沿線の山間部に集落と農地からなる里山景観を有しており、柳原・

外様地区は、「外様平」と呼ばれる長峰丘陵西側の平野部に、良質米を産出する良好な田園景観を形成しています。

自然資源では、地元の里山として親しまれている黒岩山が、ギフチョウとヒメギフチョウの混棲地として国内でも稀な場所であることから、国の天然記念物の指定を受けています。また、モリアオガエル・ミズバショウ・カタクリ・ユキツバキなどの、貴重な動植物の生息・生育地としても知られています。

関田山脈には、中世の頃より信濃と越後を結ぶ交易路として幾つもの峠道が通じ人々の往来が盛んであったことから山間部に「むら」が形成され、「富倉そば」や「笹ずし」などの食文化、「ひゃっと」と呼ばれる剣舞などが伝承されてきました。

経済面では、冬期の産業・雇用の核となっていた信濃平スキー場の閉鎖（平成 13 年）以降も、農家民宿を主体とする地元観光協会では、農業体験を始めとする夏期のグリーンツーリズムや、豊富な雪を資源とした「かまくら祭り」の運営などを通じ、観光を核とした交流人口の拡大に取り組んでいます。

本地域では、このような豊富な自然環境や多様な地域文化を保全し活用しながら、地域の魅力を高めていく土地利用を推進していきます。また、特に人口減少が著しい山間部の地域においては、コミュニティや地域防災機能の維持を目的とする集落合併の支援等の施策を講じていきます。



(3) 東部地域（瑞穂）

本地域は、千曲川東岸に位置し、三国山脈系の山裾を這うように集落と農地が形成されています。信州三大修験場のひとつに数えられる小菅神社周辺は、数多くの文化財を有しており、奥社本殿（及び付属宮殿 2 基）は国の重要文化財に、柱松柴灯神事（祭礼）^{はしらまつさいとうしんじ}は国の選択無形民俗文化財に、参道の杉並木は県の天然記念物に指定を受けるなど、往時の荘厳さを現在に伝えています。また、福島区の最上部から万仏山に掛けては、三十三観音の石仏が置かれ、江戸庶民の信仰をもうかがい知ること出来ます。

菜の花公園から見える、残雪の関田山脈と千曲川、そして菜の花のコントラストは北信州の春の定番風景として認知され、シーズンには 10 万人もの観光客が訪れているとともに、周辺の北竜湖や映画のロケに使われた「阿弥陀堂」と併せ、本地域は当市を代表する観光・景観エリアとなっています。

このほか、江戸時代初期（1660 年代）に開墾された福島区には、城郭技術が基といわれる、美しい石積みの棚田が形成されています。これは、社会情勢の変化に伴い一度は荒廃化した棚田が、地元有志で組織する保存会の手



により、平成 10 年に水田として復元されたものです。

この棚田保全の取り組みと優れた景観は全国的にも評価され、平成 11 年には農林水産大臣より「日本の棚田百選」に認定されています。

本地域では、地域資源が持つ価値を市民、住民に広く啓発し、歴史・自然・景観が調和した秩序ある土地利用を推進し、併せて、生活利便性の向上にも努めるものとします。

(4) 中部地域（常盤・太田）

本地域は、市のほぼ中央に位置し、国道 117 号、主要地方道上越飯山線、一般県道曾根藤ノ木線、一般県道関沢小沼線沿いに集落が分布し、長峰丘陵を挟んだ東西の平野部には、良質米の産地となる水田を中心とする広い農地が形成されています。

常盤地区は、長峰丘陵東側の「常盤平」とよばれる千曲川の沖積地を利用して米のほか、アスパラガス、花き、きのこの生産が盛んな、本市農業の主要な生産拠点となっています。また、地域の気候風土に適し古くから栽培されている常盤牛蒡ときわごぼうが、近年県から「信州の伝統野菜」に選定されたことを契機に、生産・販売活動に意欲的に取り組まれています。

太田地区は、「外様平」と呼ばれる長峰丘陵北西部に、水田を中心とする農地が広がっています。関田山脈・仏ヶ峰を背景にした地域は、戸狩温泉スキー場と民宿街が形成され、冬期のスキー・スノーボード、農村体験を核とするグリーンツーリズム、信越トレイルの宿泊拠点といった機能を有し、観光が主要な産業を占めています。また、健御名方富命彦神別神社たけみなかたとみのみことひこかみわけの国の重要文化財（若宮八幡神社本殿）や重要美術品

（同神社本殿及び附属鰐口）、県無形民俗文化財指定の「五束の太々神楽」といった貴重な文化財のほか、五束区のカタクリ群生地など豊富な自然資源にも恵まれた地域です。

本地域では、田園風景など自然資源の保全・活用を図るとともに、自然環境と調和した農業経営の効率化の推進や、自然とふれあえる資源を活かして、住む人・訪れる人の双方に、魅力ある居住空間の形成を目指します。



(5) 北部地域（岡山）

本地域は、市の北部に位置し、地域のほとんどを関田山脈の森林により占められています。古来から、越後の高田や長岡・十日町方面へと通ずる交易路として幾本もの街道や峠が通じ、国道 403 号、主要地方道上越飯山線、一般県道箕作飯山線といった主要幹線の基となりました。集落は、千曲川沿いと岡山上段の街道筋を中心に発達し、現在の山間集落が形成されました。

地域には、国の重要文化財に指定されている白山神社の本殿をはじめ、六地藏尊や馬頭観音像など民衆の信仰の対象となる文化財が随所にみられ、また、「桑名川の剣の舞」といった伝統芸能も伝承されています。

関田山脈のシンボルともいえる鍋倉山は、豊富な降雪をもたらす気候条件に適応した 400ha ものブナの原生林が生い茂り、平成 2 年 6 月には林野庁より日本で初めて「郷土の森」の指定

を受けています。山麓一帯は、国によって開発された 260ha もの広大な農地を有する農産物の生産拠点であるほか、グリーンツーリズムの先進地として全国的にも知名度が高い「なべくら高原・森の家」を有する地域の観光拠点にもなっています。

本地域では、森林資源の保全と利活用を図り、観光資源としての価値を高めるとともに、自然と文化が調和した地域づくりを進めます。併せて、自然と暮らしが共存・共栄するやさしい居住環境づくりに向けた土地利用を目指します。



(6) 南部地域（秋津）

本地域は、市の南部に位置し、東側は千曲川の沖積による平野部、西側は斑尾山系による山間地となっています。ここでは、古くから飯山と他の都市とを結ぶ街道筋に「むら」が発達し、現在も、国道 117 号、旧主要地方道飯山妙高高原線の沿道を中心に集落や農地が形成されています。近年は、上信越自動車道・豊田飯山 IC へ直接通じる国道 117 号バイパスを始め、幹線市道の開通といった域内の道路整備を契機に、大規模な宅地造成や個人農地の宅地化が進み、市内で唯一人口が維持されている地域です。

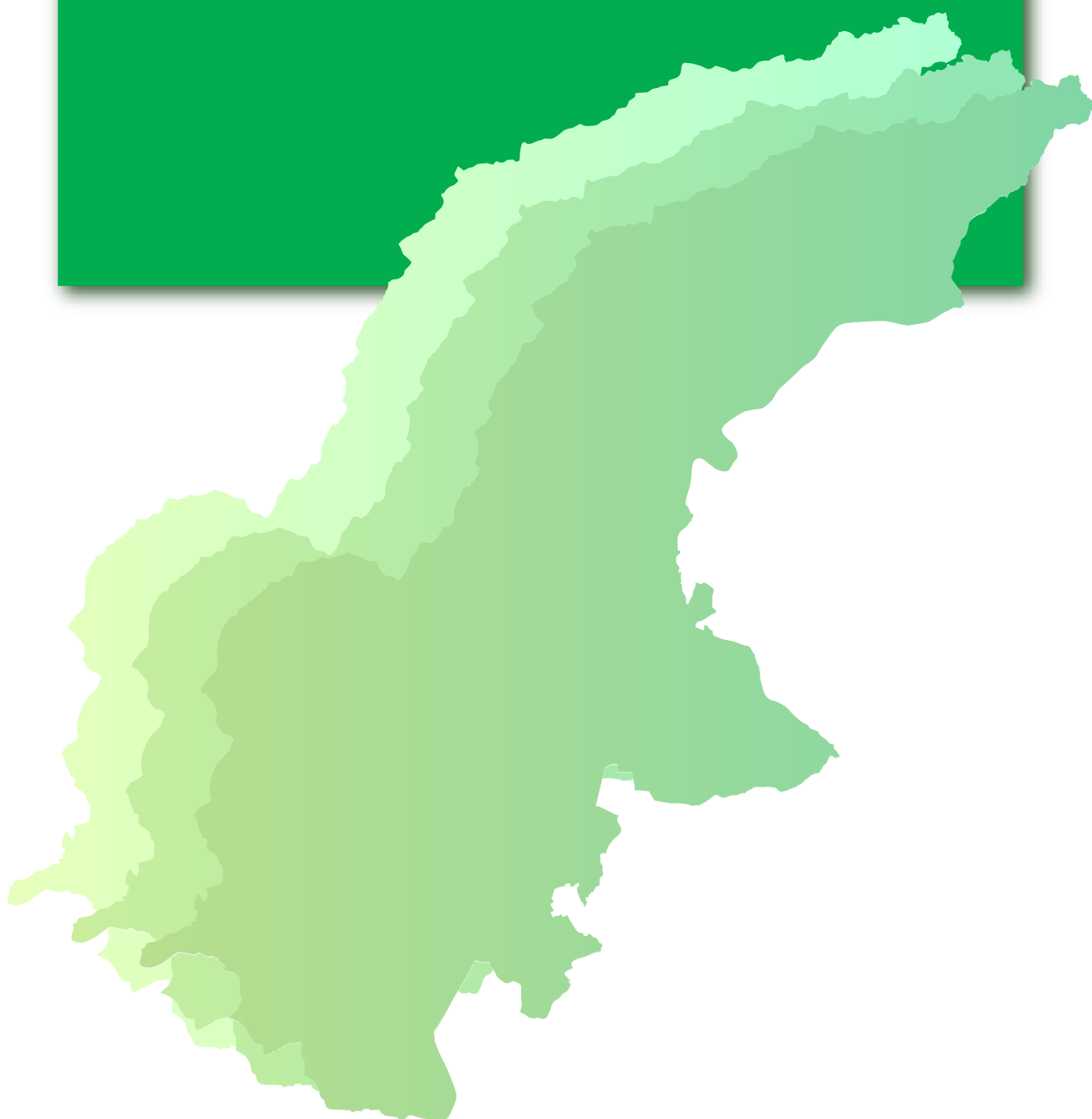
また、地域文化として、^{しんこくゆたかの}信国豊濃神社・静間神社に奉納される「秋津の祭り屋台」は、市の有形民俗文化財に指定され、地域の人々の手により大切に保存・伝承されています。

一方、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 カ年で、他の地域の 2 倍以上の水準となる 4.5ha もの農地が転用され、特に国道 117 号沿線には、商業系や娯楽系施設の立地が進んだことで、優良農地の喪失、景観を損なう看板類の増加、生活道路への通過車両の流入等といった、急速な都市化に伴う弊害も見え始めています。さらに、平成 26 年度末開業予定の北陸新幹線飯山駅にも隣接することから、更なる土地需要の高まりも予想され、適切な土地利用の誘導が急務となっています。

このため、残されている優良農地は保全し、原風景の残る里山などの景観に配慮した地域づくりに努めます。併せて、進展する商業施設・宅地開発に対しては、都市計画区域の拡大とあわせた用途地域の指定により、有効的かつ計画的な土地利用を推進し、良好な居住環境と、商業・農業環境の両立を目指します。



第Ⅲ章 Ⅱ章に掲げる事項を 達成するために必要な措置の検討



第Ⅲ章 Ⅱ章に掲げる事項を達成するために必要な措置の検討

1. 公共の福祉の優先

市土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させるものとし、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に応じて、適正な土地利用が図られるように努めます。このため、各種の規制・誘導などの総合的な対策により、適正な市土利用を図ります。

2. 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法や関連する土地利用関係法の適切な運用を行います。

また、全国計画、県計画といった上位計画や、本計画のほか、総合計画・都市計画・農業振興地域整備計画など本市の個別計画を基本とし、計画相互の連携・調整を図り整合性を確保した、有効的な市土利用を図ります。

併せて、本計画の基本理念に基づき、景観計画の策定や景観地区の指定等を行い、良好な景観の維持・保全に努めます。

3. 地域整備の推進

地域の振興と発展を図るため、本市の豊かな自然環境や生活環境を活かしながら、次に示す8つのゾーンを定義します。

また、住民の意向や主体性を尊重しつつ、地域それぞれが連携し回遊性の高い、地域整備を推進します（37 ページに、土地利用構想図を掲載）。

(1) 市街地ゾーン

飯山城下として古くから「まち」が形成され、現在も都市機能が整った中心市街地を「市街地ゾーン」とします。ここでは、ゾーン内の居住者の増加を図るため、空地や低・未利用地への住宅建設を促進します。また、公共公益施設、医療施設、福祉施設等の集積や誘導を進めるとともに、交通体系の見直し、ユニバーサルデザインの普及などにより都市機能の充実を図り、そこに住む人や訪れる人の利便性を高める施策を講じます。

併せて、進展する高齢化社会への対応として、徒歩や公共交通で買い物に出掛けられる等、中心市街地が本来有する強みを十分に活かせるよう、低・未利用地や空き店舗への商業の再配置を促進し、需要と供給の場を近接させた人々が賑わうゾーンの形成を目指していきます。

また、地元のみならず訪れる人からも評価される個店の増加を支援し、「駅周辺ゾーン」や「史跡ふれあいゾーン」と連携を図りながら、まちなか観光を視野に入れた回遊性の高いまちづくりを目指します。

(2) 駅周辺ゾーン

北陸新幹線飯山駅の開業と土地区画整理事業により、土地利用が大きく変貌することが予想される地域を「駅周辺ゾーン」とします。ここでは、広域観光地へのアクセス等も含めた二次交通の充実等による交通結節機能の強化、インフォメーション機能の充実、駐車場整備、バス発着場の整備など機能の充実に努めるとともに、北信州の玄関口らしい「豊かな自然」をコンセプトとした新しいまちづくりを推進します。

また、新幹線の開業が、市民生活の利便性向上や地域経済の発展に資するよう、商業機能の強化、企業誘致による雇用の促進、宅地開発による定住人口の増加、駅前広場の造成による憩いの場の創出、住民協定の締結による一体感あるまちづくりなどを進め、都市的景観と機能をもたせた整備を図ります。



飯山駅周辺のイメージ

(3) 計画的開発ゾーン

秋津地区のうち、特に中心市街地に近接する地域を「計画的開発ゾーン」とします。ここでは、道路網の整備を契機に農地転用が進み、相次ぐ郊外型商業施設の出店、住宅団地の造成や個人住宅の建設など、急速な都市化の進展がみられています。また、北陸新幹線飯山駅に近接し、平坦で広大な農用地を有することから、新駅開業を契機とする土地需要の更なる高まりも予想されます。

そのため、都市計画区域への編入や用途指定を行うことで、住居系、商業系、農業系等の用地が機能分担する計画的で秩序ある土地利用を図りながら、豊かな自然環境・景観や生活環境を保全します。

(4) 工業・産業振興ゾーン

木島工業団地、東栄工業団地、長峰工業団地、南原工業団地、戸狩工業団地といった既存の工業用地のほか、新幹線飯山駅周辺の適地及び伝統的工芸品の産地を「工業・産業振興ゾーン」とします。

特に工業団地では、優遇制度により企業誘致を積極的に進め、地域雇用の拡大を図り、若年層の流出減少及び移住者の増加をもたらすことで、地域経済や社会構造の安定化を推進します。併せて、周辺環境との調和、公害防止などに取り組み、本市の製造拠点としての強化を図ります。

また、本市の伝統的工芸品である「飯山仏壇」や「内山和紙」については、製造技術の継承や製造技術を活かした新商品の開発等の支援を行い、本市を代表する特産品として地域ブランド化を進めていきます。

(5) 自然ふれあいゾーン

本市では森林が占める割合が高く、古来から人との係わりが深い里山や人々が行楽に訪れる高原といった身近な自然環境を「自然ふれあいゾーン」とします。

はるか縄文の時代より世代交代を繰り返しながら現在も生い茂るブナの原生林、自然が持つ人体への健康増進効果に着目した「森林セラピー」、自然と人との係わって来た道を歩く「信越トレイル」など、貴重な自然環境の保全を図りながら、自然を理解し触れ合える観光資源としての活用を図ります。

併せて、四季の変化に富む本市では、雪も貴重な観光資源となります。スキーやスノーボードのほか、四半世紀の歴史を有する「いいやま雪まつり」や信濃平の「かまくら祭り」、ブナが芽吹く頃にスノーシューを履いて歩く雪上ハイキングなど、本市ならではの雪を活かしたメニューの情報発信や誘客宣伝に努め、雪の多様な活用を図ります。

(6) 史跡ふれあいゾーン

本市には、国県の指定を受けている文化遺産が多数あるほか、集落各地には寺社をはじめ、石像や石碑といった民衆の信仰に培われた史跡も数多く存在します。また、飯山城址や寺社が連なる寺町は、「雪国の小京都」といわれる独自の景観を形成しています。これら史跡の周辺を「史跡ふれあいゾーン」として、その保全を図り、後世へ受け継ぐことを目指します。特に、小菅神社及び周辺は、学術的評価も高いことから、国・県、教育機関等の協力を得ながら、更なる調査・研究、保全に努めます。

また、史跡は観光資源的な側面も有することから、ボランティアガイドの育成や、案内看板類の整備といった受入れ体制の充実を図ります。併せて、地域の人々のホスピタリティ意識を高めることで、地域の人と訪れる人が交流を図ることが出来るよう取り組みを進めます。

(7) スポーツ・レクリエーションゾーン

本市では、山岳、河川、池沼、降雪といった自然的要因と、体育館、野球場、テニスコート、プール、多目的運動場、屋内運動場といった設備的要因により、年間を通して様々なスポーツに親しむことができます。このようなスポーツに親しめる地域環境を「スポーツ・レクリエーションゾーン」とします。

スポーツは、市民の健康増進に寄与するとともに、本市来訪の主目的となるなど、観光産業を支える大切な資源でもあります。

そのため、スポーツ活動育成支援、生涯スポーツ活動支援、スポーツを通じた交流人口の拡大に向けた取り組みを強化します。特に、豊富な雪を利用したスキーや雪上ハイキングは、年齢を問わず親しめる生涯スポーツとして健康増進への効果が期待されるとともに、誘客を図れる産業として市内経済への波及効果も高いことから、引き続き振興に努めます。



(8) 水辺ふれあいゾーン

河川、池沼といった水辺環境を「水辺ふれあいゾーン」とします。

本市の中央を流れる千曲川は、天然の護岸や景観に配慮された護岸工によって古の千曲川の姿を今に伝え、多くの植物が生い茂り、様々な野鳥が飛来する貴重な生息環境を形成する地域のシンボルです。ここでは、カヌーやラフティングといった直接千曲川に親しむレジャーや、有志による渡し舟の復活といった利活用が図られています。

斑尾高原の沼の池（希望湖）、瑞穂の北竜湖、長峰公園の針湖池などの池沼は、水田や畑などの農地を潤す一方、周辺の自然景観にも優れていることから、釣りやボートなどのレジャーなど、人々の憩いの場にもなっています。

本ゾーンでは、周辺の自然景観の維持を図るとともに、市民が水辺環境と親しめる場所として整備する取り組みを行います。併せて、観光資源としての利活用の更なる充実を図ります。



4. 市土の保全と安全性の確保

(1) 地形条件を踏まえた防災対策の推進

土地利用にあたっては、あらかじめ地形や地質等その土地の特性を十分把握するとともに、必要な防災施設の整備を推進します。

(2) 森林の適正な管理の推進

森林の持つ市土の保全や水源涵養等の公益的機能の確保を図るため、森林の適正な管理に努めます。

また、森林の維持・管理のため、林業の担い手の育成、森林管理に対する市民の理解、参加の推進等の施策も進めます。

(3) 治水対策の推進

水害に対する市土の保全及び安全確保のため、治山・治水施設等の整備及び雨水渠の整備を計画的に進める一方、自然環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。

併せて、ハザードマップを作成し、住民に周知することで、万が一洪水が発生した際には、適切な避難・誘導に努めます。

(4) 土砂災害防止対策の推進

急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの土砂災害に対する安全確保のため、土砂災害警戒区域等の指定等により、適正な土地利用を推進します。

(5) 都市防災の推進

住宅や商業、工業施設が密に立地する地域においては、災害（地震、火災、水害等）に対する安全確保のため、建物の防災構造を促進するとともに、公園・広場等のオープンスペースの確保や道路拡幅及び水路改修等の整備を促進します。さらに緊急時に備え、ライフラインの機能強化や情報基盤の構築を促進し、市民の安全確保に努めます。

5. 環境の保全と美しい市土の形成

(1) 自然環境の保全と良好な循環機能の保全

本市の恵まれた自然環境は、「癒し」や「日本の原風景」を感じさせる重要な要素であるため、良好な景観を形成する自然豊かな地域については、開発規制により適正な保全を図ります。

また、農用地や人工林等の二次的な自然については、適正な保全・活用の促進により、自然とふれあえる環境づくりに努めます。

これら自然の維持・保全を通じて、大気や水環境の自然浄化能力の維持・回復を促進します。

(2) 良好な生活環境の創造

住みよい居住環境を形成するため、自然環境との調和や地球温暖化の防止に配慮しつつ、住居・商業・工業それぞれに応じた適地への誘導に努めます。

また、生活における快適性や防災上の安全性を確保するため、必要に応じオープンスペースや緑地の整備を図ります。

(3) 廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進

生活様式の変化、消費拡大により増加している廃棄物の減量化や再利用、再資源化に取り組むとともに、適正な処理を推進し循環型社会の構築を図ります。

(4) 環境影響評価の推進

良好な環境を維持するため、公共事業等の事業主体は、計画段階から環境保全上の配慮を行うとともに、開発行為において環境影響評価を実施するなど、十分な環境への配慮に努めます。

6. 土地利用転換の適正化

(1) 農用地の利用転換

農用地の利用転換については、食料生産の確保、生産性の向上、農業経営の安定、地域の農業や景観など農用地の持つ多面的な機能に配慮して、秩序ある集団的な優良農地が確保されるよう周辺土地利用との調整を図り、計画的な土地利用の調整を図ります。

(2) 森林の利用転換

森林の利用転換については、水源涵養、市土の保全、防災など、森林の持つ公益的機能の維持、自然環境や景観の保全に配慮し、周辺との土地利用の調整を図ります。

(3) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶことを考慮し、周辺環境への影響について十分な調査を行い、地域住民との合意形成を図りながら計画的な土地利用を推進します。

7. 土地の有効利用の誘導

土地の所有者が、良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導します。

8. 市土の市民的経営の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして、市土の管理に参加することは市土管理の向上だけでなく、地域への愛着を深める契機や、地域における交流促進、土地利用者の管理に対する関心の喚起など適切な市土利用のための効果が期待されます。

そのため、これまで公的な役割を担ってきた行政に加え、土地所有者、地域住民、企業、他地域の住民など多様な主体が、農用地や森林の保全活動への参加、地産地消、緑化活動への寄付などの様々な方法により、市土の適切な管理へ参画する取り組みを促進します。



児童による棚田保全の取り組み（校外学習）

資 料 編

1. 市土の利用区分の定義
2. 計画の前提となる主要指標
3. 土地利用区分ごとの市土利用の推移
4. 利用区分ごとの規模の目標の考え方
5. 市土利用の変化
6. 利用区分面積と関係指標の推移と目標
 - 6－1 農用地面積と関係指標の推移と目標
 - 6－2 森林面積と関係指標の推移と目標
 - 6－3 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標
 - 6－4 道路面積の推移と目標
 - 6－5 宅地面積の推移と目標
 - 6－6 住宅地面積と関係指標の推移と目標
 - 6－7 工業用地面積と関係指標の推移と目標
 - 6－8 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

○参考図

土地利用現況図

土地利用構想図

1. 市土の利用区分の定義

長野県企画局土地対策課「国土利用計画（市町村計画）策定の手引き」による「利用区分の定義および把握方法」により数値を把握した。

利用区分	定義	把握方法
1. 農用地	農地法第2条第1項に定める農地および採草放牧地の合計 1) 農地 耕作の目的で供される土地であって畦畔を含む 2) 採草放牧地 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの	『長野県農林業市町村別統計書』（長野統計情報事務所）による。 『世界農林業センサス林業報告書(林業地域編)』（農林水産省統計情報部）の「採草放牧に利用されている面積」の「森林以外の草生地(野草地)」。
2. 森林	森林とは、国有林と民有林との合計であり、林道面積は含まない。 1) 国有林 林野庁所管国有林、官行造林地およびその他省庁所管国有林の合計 イ) 林野庁所管国有林 国有林野法第2条の定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。 ロ) 官行造林地 旧公有林野等官行造林地法第1条の規定により契約を締結しているもの。 ハ) その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林 2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定める民有林	『長野県民有林の現況』（県林務部）による。 『長野県民有林の現況』（県林務部）による。
3. 原野	『世界農林業センサス林業調査報告書』の「森林以外の草生地」から採草放牧地または国有林に係わる部分を除いた面積	『世界農林業センサス林業調査報告書』（農林水産省統計情報部）の「森林以外の草生地」から採草放牧地または国有林に係わる部分を除いた面積。
4. 水面・河川・水路	水面、河川および水路の合計 1) 水面 湖沼(人造湖および天然湖沼)および溜池の満水時の水面 イ) 天然湖沼 10ha以上の天然湖沼とする。 ロ) 人造湖 堤高15m以上のダムとする。 ハ) ため池 堤高15m未満の農業用の溜池とする。	100ha以上のものは『全国都道府県市区町村別面積調』（国土地理院）による。 100ha未満10ha以上のものは『自然環境保全基礎調査(湖沼編)』（環境省）による。 『ダム年鑑』（日本ダム協会）のダムごとの「湛水面積」による。 『ため池台帳』（農林課）による。

利用区分	定義	把握方法
4. 水面・河川・水路	2) 河川 河川法第4条に定める一級河川および同法第5条に定める二級河川並びに同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域 3) 水路 農業用排水路	・ 図面計測および河川延長に平均幅員を乗じて推計。 ・ 前回計画値および『耕地及び作付面積統計』（農林水産省統計情報部）より推計。 $\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積}) \times (\text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田の面積}) \times (\text{未整備水田の水路率})$
5. 道路	一般道路、農道および林道の合計。車道部(車道部、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部および法面等からなる。 1) 一般道路 法第2条第1項に定める道路 2) 農道 農道面積に一定率を乗じたほ場内農道および市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道 3) 林道 国有林林道および民有林林道	・ 『道路現況』（県土木部）による。 (延長に平均幅員を乗じて推計) ・ 『農道管理延長調書』（農林課）による。 (延長に平均幅員を乗じて推計) ・ 『林道台帳現況一覧表』（農林課）による。 (延長に平均幅員を乗じて推計)
6. 宅地	建物の敷地および建物の維持又は効用を果たすために必要な土地 1) 住宅地 『固定資産の価格等の概要調書』の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち県営住宅用地、市町村住宅用地および公務員住宅を加えたもの。 2) 工業用地 『工業統計表』の「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの 3) その他の宅地 1) と 2) の区分にいずれも該当しない宅地	・ 『固定資産の価格等の概要調書』（税務課）の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち県営住宅用地、市町村住宅用地および公務員住宅を加えたもの。 ・ 『飯山都市計画基礎調査』（都市計画課）による。 ・ 『固定資産の価格等の概要調書』（税務課）の宅地から住宅地および工業用地を除く。
7. その他	市土面積から「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」および「宅地」の面積を除いたもの	

2. 計画の前提となる主要指標

(1) 年齢3階層別人口の推移

項 目	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	基準年次 平成18年	中間年次 平成24年	目標年次 平成30年
総 人 口	人	28,114	27,423	26,420	24,960	24,540	25,000	25,000
年少人口 0～14 歳		5,148	4,569	4,031	3,473	3,355	3,150	2,725
生産年齢人口 15～64 歳		17,362	16,467	15,406	14,192	13,921	14,100	13,675
老年人口 65 歳以上		5,604	6,387	6,983	7,273	7,257	7,750	8,600
構 成 比	年少人口 0～14 歳	18.3	16.7	15.3	13.9	13.7	12.6	10.9
	生産年齢人口 15～64 歳	61.8	60.0	58.3	56.9	56.7	56.4	54.7
	老年人口 65 歳以上	19.9	23.3	26.4	29.2	29.6	31.0	34.4
総 世 帯 数	世帯	7,547	7,719	7,829	7,802	7,820		
1 世 帯 当 り 人 員	人	3.73	3.55	3.37	3.20	3.14		

※総人口は年齢不詳を含むため、各年齢人口の合計とは一致しない

(2) 産業別就業人口の推移

項 目	単位	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総 人 口	人	28,114	27,423	26,420	24,960
就 業 人 口		16,195	15,797	14,853	13,726
第 1 次 産 業		5,081	4,539	3,917	3,538
第 2 次 産 業		4,323	4,306	3,944	3,032
第 3 次 産 業		6,791	6,952	6,992	7,156
構 成 比	第 1 次 産 業	31.4	28.7	26.4	25.8
	第 2 次 産 業	26.7	27.3	26.6	22.1
	第 3 次 産 業	41.9	44.0	47.1	52.1
就 業 率		57.6	57.6	56.2	55.0

※構成比は、四捨五入の関係で合計値と一致しない

3. 土地利用区分ごとの市土利用の推移

(単位 : ha)

		平成 8 年	平成 13 年	(基準年次) 平成 18 年	(中間年次) 平成 24 年	(目標年次) 平成 30 年
農 用 地		4,060	3,760	3,530	3,441	3,353
	農 地	4,060	3,760	3,530	3,441	3,353
	採草放牧地	0	0	0	0	0
森 林		11,890	11,875	11,900	11,900	11,900
原 野		69	280	280	292	303
水 面 ・ 河 川 ・ 水 路		831	825	825	824	823
道 路		717	733	742	745	747
宅 地		567	588	609	615	623
	住 宅 地	326	341	336	338	341
	工 業 用 地	44	45	42	43	43
	その他の宅地	197	202	231	234	239
そ の 他		2,098	2,171	2,346	2,415	2,483
合 計		20,232	20,232	20,232	20,232	20,232

4. 利用区分ごとの規模の目標の考え方

土地利用区分	増減 (ha)	増加要因	減少要因
農地	▲ 177	—	・ 県道、市道建設に伴い、道路に 4ha の転換を見込む ・ 宅地関連として、趨勢的な動向より住宅に 7ha、工業に 1ha、その他宅地に 8ha の転換を見込む ・ クリーンセンター建設などのプロジェクトにより、その他（公園・緑地・広場等）に 2ha の転換を見込む ・ 趨勢的な動向より遊休農地の増加により、その他に 155ha の転換を見込む
採草放牧地	0	—	—
森林	0	—	—
原野	23	・ 趨勢的な耕作放棄地の原野化より、その他より 24ha の増加を見込む	・ クリーンセンター建設などのプロジェクトにより、その他（公園・緑地・広場等）に 1ha の転換を見込む
水面・河川・水路	▲ 2	—	・ 水田の減少に伴う水路の減少としてその他に 2ha の転換を見込む
道路	5	・ 国県市道及び都市計画道路の建設及び区画整理に伴う道路整備などにより 5ha の増加を見込む	—
住宅地	5	・ 民間宅地開発に伴い 7ha の増加を見込む	・ 区画整理など各種道路整備に伴い、道路に 1ha の転換を見込む ・ 区画整理などの事業に伴い、その他（公園・緑地等）に 1ha の転換を見込む
工業用地	1	・ 工業用地の拡大により 1ha の増加を見込む	—
その他の宅地〔事務所、店舗、公共用建物用地、官公署用地、別荘地など〕	8	・ 店舗、事業所等の建設、公的施設の移転、建設により 8ha の増加を見込む	—
その他〔公共空地（公園、緑地、広場など）、ゴルフ場、スキー場、鉄道用地、耕作放棄地など〕	137	・ クリーンセンター、区画整理などのプロジェクトにより 4ha の増加を見込む ・ 趨勢的な農地の耕作放棄地化、水路の減少などより 157ha の増加を見込む	・ 趨勢的な耕作放棄地の原野化より、その他より 24ha の増加を見込む

■土地利用面積転換表

(単位：ha)

資料編

	平成18年 (基準年次)	平成30年 (目標年次)	増減	農用地		森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地			その他		
				農地	採草放牧地					住宅地	工業用地	その他宅地			
農用地	3,530	3,353	▲177		0	0	0	0	0	▲4	▲16	▲7	▲1	▲8	▲157
農地	3,530	3,353	▲177	0			0		▲4	▲16	▲7	▲1	▲8	▲157	
採草放牧地	0	0	0	0						0					
森林	11,900	11,900	0	0						0					
原野	280	303	23	0						0					23
水面・河川・水路	825	823	▲2	0						0	0	0	0	▲2	
道路	742	747	5	4	4					1	1				
宅地	609	623	14	16	16	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	▲1
住宅地	336	341	5	7	7				0	▲1	0				▲1
工業用地	42	43	1	1	1				0		0				
その他宅地	231	239	8	8	8				0		0				
その他	2,346	2,483	137	157	157		▲23	2		1	1				
合計	20,232	20,232	0	177	177	0	0	▲23	2	▲5	▲14	▲5	▲1	▲8	▲137

5. 市土地利用の変化

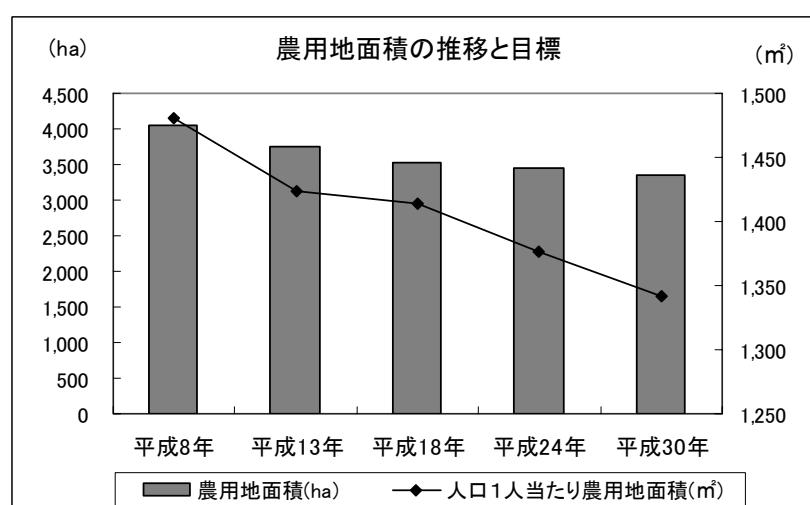
(単位 : ha)

	基準年 a (平成 18 年)		中間年次 b (平成 24 年)			目標年次 c (平成 30 年)		
	面積	構成比	面積	構成比	増減 (b-a)	面積	構成比	増減 (c-a)
農 用 地	3,530	17.4%	3,441	17.0%	▲89	3,353	16.6%	▲177
農 地	3,530	17.4%	3,441	17.0%	▲89	3,353	16.6%	▲177
採草放牧地	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0
森 林	11,900	58.8%	11,900	58.8%	0	11,900	58.8%	0
原 野	280	1.4%	292	1.4%	12	303	1.5%	23
水面・河川・水路	825	4.1%	824	4.1%	▲1	823	4.1%	▲2
道 路	742	3.7%	745	3.7%	3	747	3.7%	5
宅 地	609	3.0%	615	3.0%	6	623	3.1%	14
住 宅 地	336	1.7%	338	1.7%	2	341	1.7%	5
工 業 用 地	42	0.2%	43	0.2%	1	43	0.2%	1
そ の 他 宅 地	231	1.1%	234	1.2%	3	239	1.2%	8
そ の 他	2,346	11.6%	2,415	11.9%	69	2,483	12.3%	137
合 計	20,232	100.0%	20,232	100.0%	0	20,232	100.0%	0

6. 利用区分面積と関係指標の推移と目標

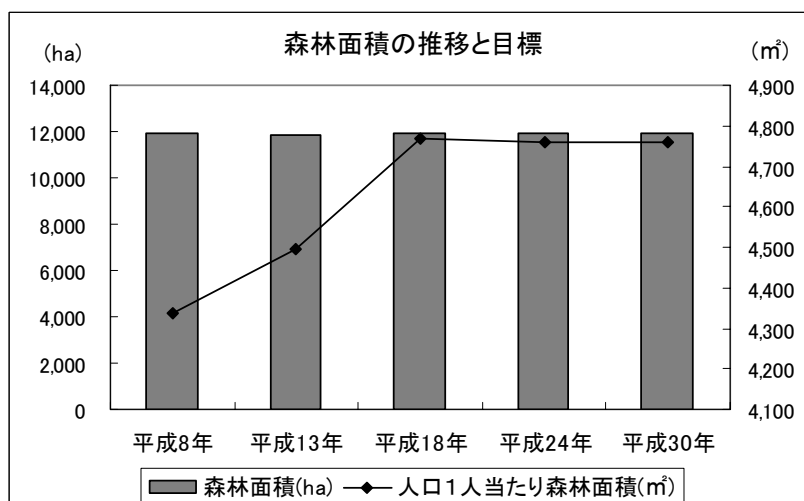
6-1 農用地面積と関係指標の推移と目標

		平成 8 年	平成 13 年	(基準年) 平成 18 年	(中間年) 平成 24 年	(目標年) 平成 30 年
農用地面積 (ha)	農 地	4,060	3,760	3,530	3,441	3,353
	採草放牧地	0	0	0	0	0
	計	4,060	3,760	3,530	3,441	3,353
人 口 (人)		27,423	26,420	24,960	25,000	25,000
人口 1 人当たり農用地面積 (㎡)		1,481	1,423	1,414	1,376	1,341



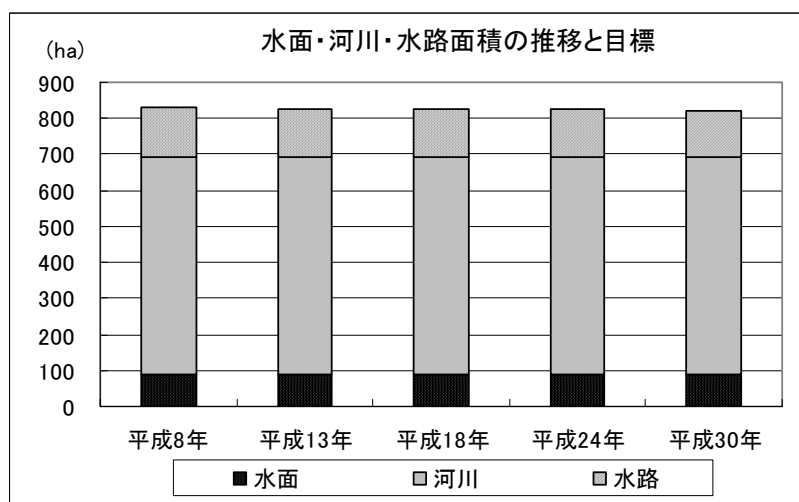
6-2 森林面積と関係指標の推移と目標

		平成 8 年	平成 13 年	(基準年) 平成 18 年	(中間年) 平成 24 年	(目標年) 平成 30 年
森林面積 (ha)		11,890	11,875	11,900	11,900	11,900
人 口 (人)		27,423	26,420	24,960	25,000	25,000
人口 1 人当たり森林面積 (㎡)		4,336	4,495	4,768	4,760	4,760
市土面積に占める森林面積の割合 (%)		58.8	58.7	58.8	58.8	58.8



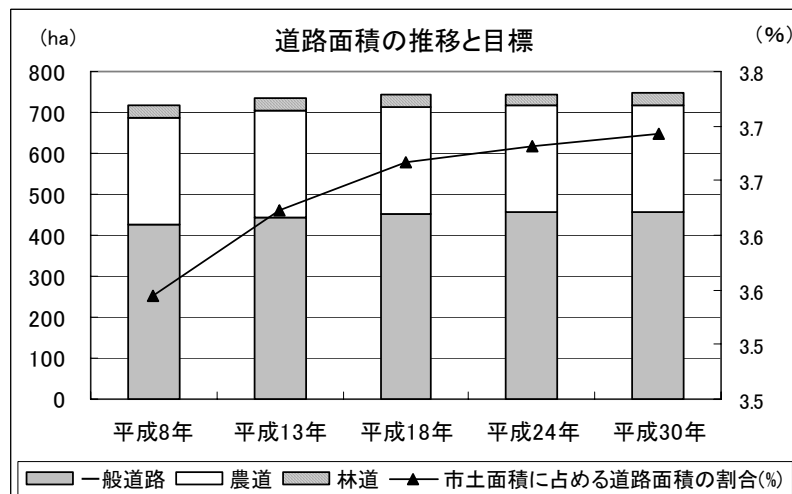
6-3 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

		平成 8 年	平成 13 年	(基準年) 平成 18 年	(中間年) 平成 24 年	(目標年) 平成 30 年
水面・河川・水路面積 (ha)	水 面	87	87	87	87	87
	河 川	607	607	607	607	607
	水 路	137	131	131	130	129
	計	831	825	825	824	823
市土面積に占める水面・河川・水路 面積の割合 (%)		4.1	4.1	4.1	4.1	4.1



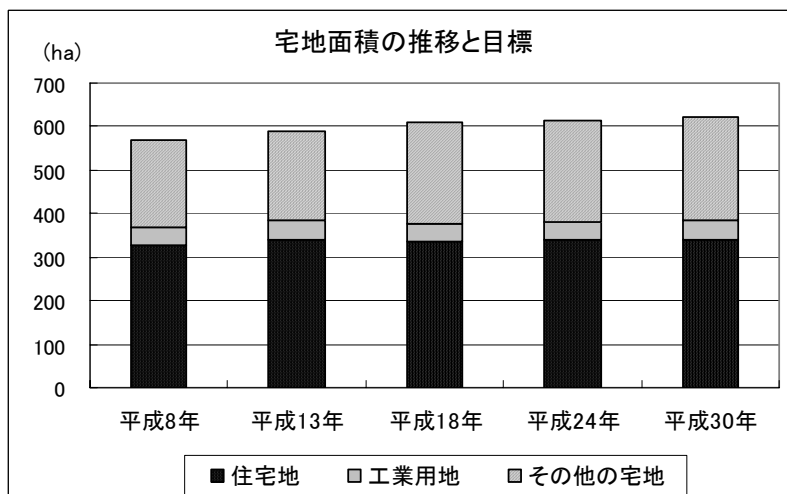
6-4 道路面積の推移と目標

		平成 8 年	平成 13 年	(基準年) 平成 18 年	(中間年) 平成 24 年	(目標年) 平成 30 年
道路面積 (ha)	一般道路	426	444	453	456	458
	農 道	260	260	260	260	260
	林 道	31	29	29	29	29
	計	717	733	742	745	747
推移指数 H7 年=100		100	102	103	104	104
市土面積に占める道路面積の割合 (%)		3.5	3.6	3.7	3.7	3.7



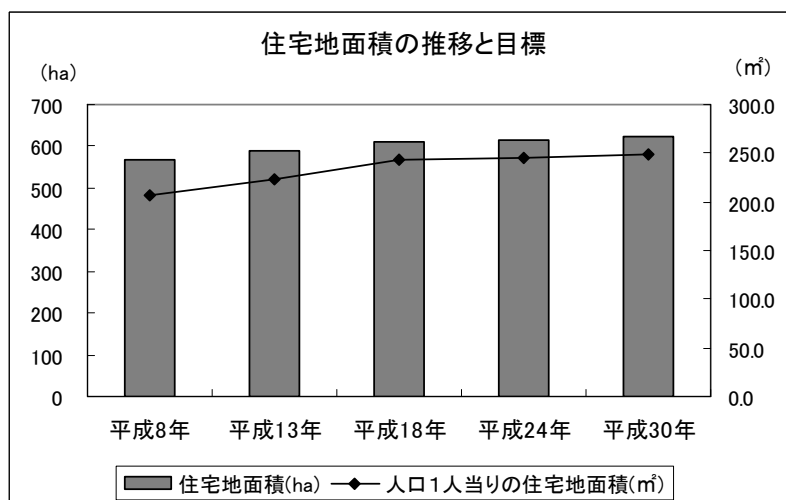
6-5 宅地面積の推移と目標

	平成 8 年	平成 13 年	(基準年) 平成 18 年	(中間年) 平成 24 年	(目標年) 平成 30 年
住宅地	326	341	336	338	341
工業用地	44	45	42	43	43
その他の宅地	197	202	231	234	239
宅地計 (ha)	567	588	609	615	623



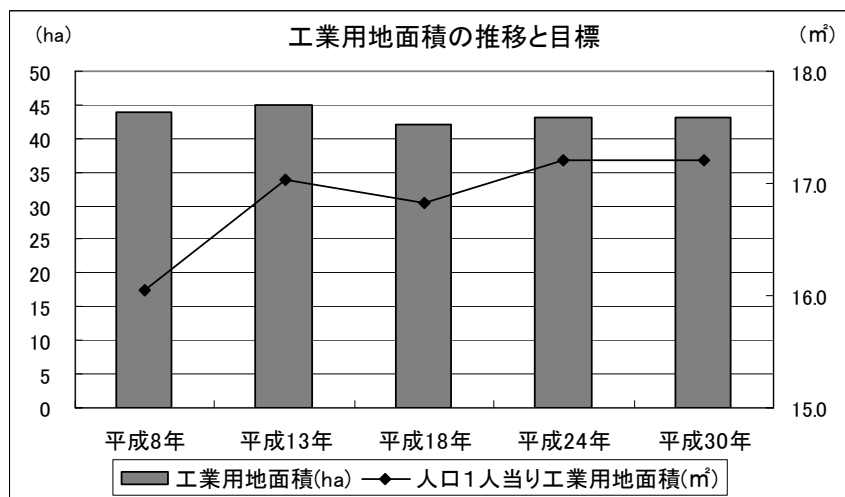
6-6 住宅地面積と関係指標の推移と目標

	平成 8 年	平成 13 年	(基準年) 平成 18 年	(中間年) 平成 24 年	(目標年) 平成 30 年
住宅地面積 (ha)	567	588	609	615	623
総人口 (人)	27,423	26,420	24,960	25,000	25,000
人口 1 人あたり住宅地面積 (㎡)	206.8	222.6	244.0	246.0	249.2



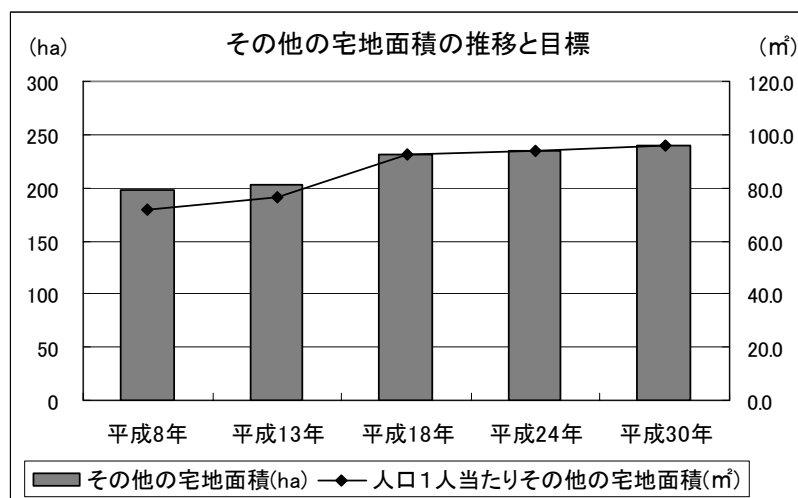
6-7 工業用地面積と関係指標の推移と目標

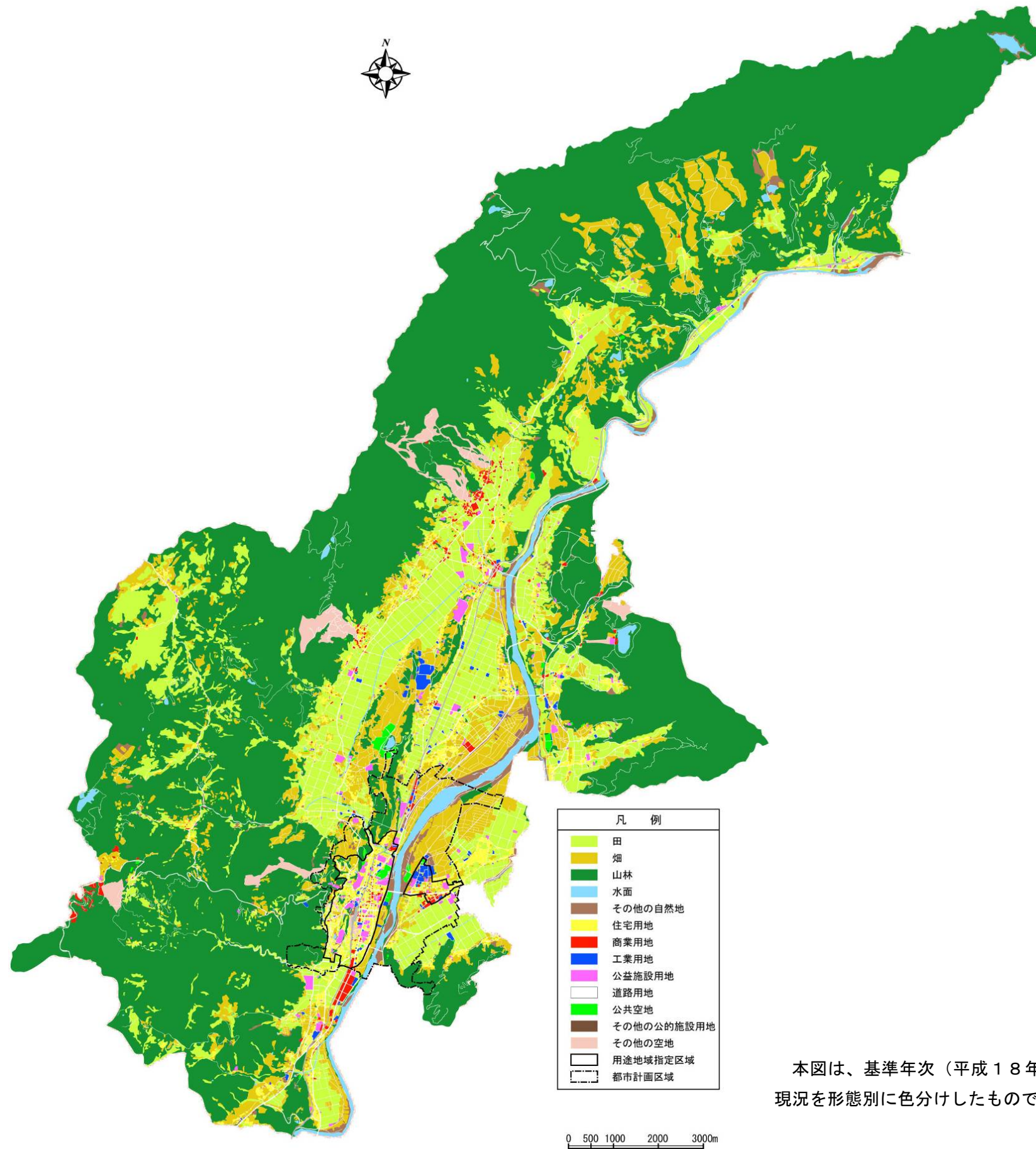
	平成 8 年	平成 13 年	(基準年) 平成 18 年	(中間年) 平成 24 年	(目標年) 平成 30 年
工業用地面積 (ha)	44	45	42	43	43
総 人 口 (人)	27,423	26,420	24,960	25,000	25,000
人口 1 人当たり工業用地面積 (㎡)	16.0	17.0	16.8	17.2	17.2



6-8 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

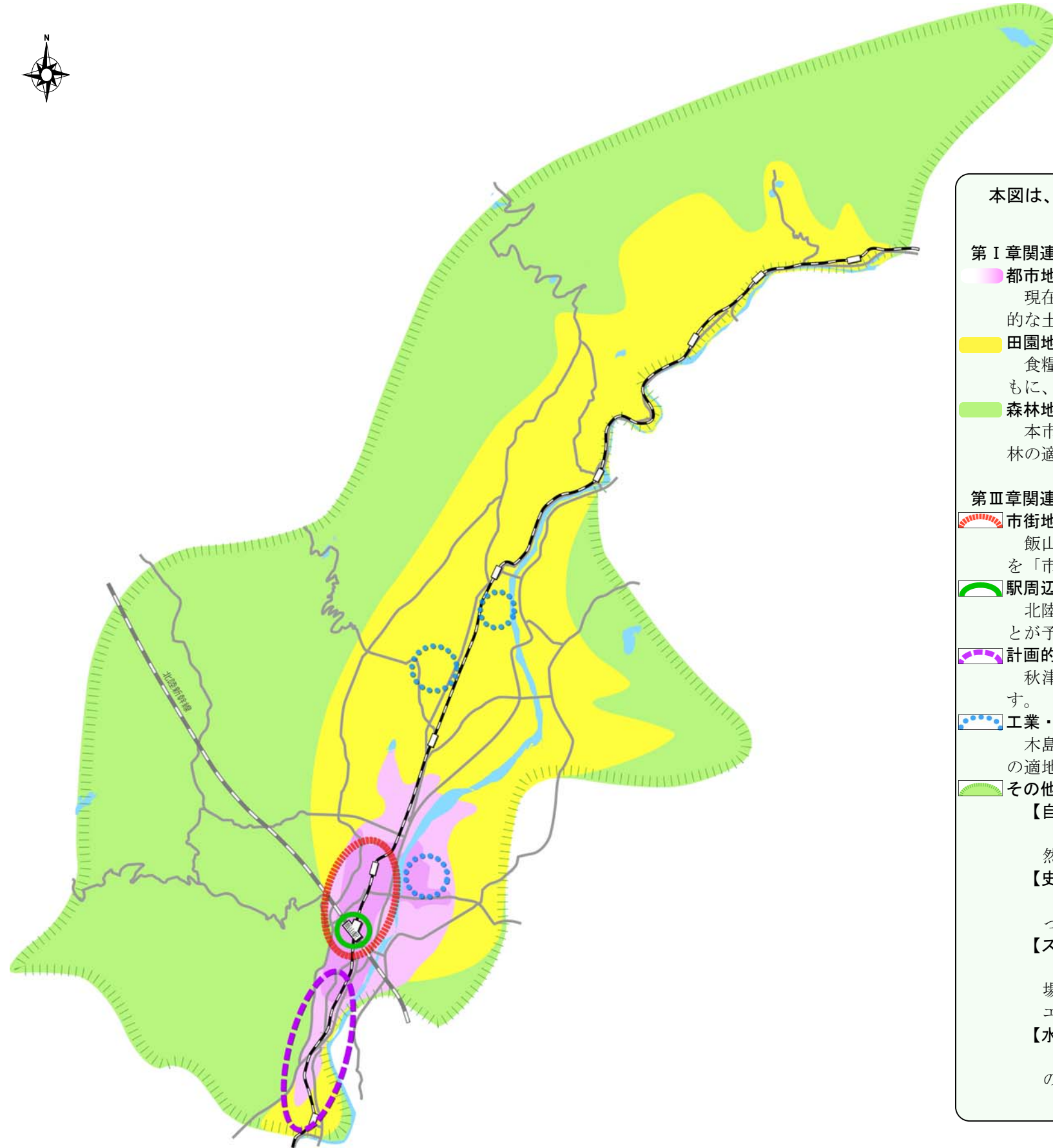
	平成 8 年	平成 13 年	(基準年) 平成 18 年	(中間年) 平成 24 年	(目標年) 平成 30 年
その他の宅地面積 (ha)	197	202	231	234	239
総 人 口 (人)	27,423	26,420	24,960	25,000	25,000
人口 1 人当たりその他の宅地面積 (㎡)	71.8	76.5	92.5	93.6	95.6





本図は、基準年次（平成１８年）における土地利用の現況を形態別に色分けしたものです。

土地利用現況図



本図は、本編第Ⅰ章及び第Ⅲ章で示した構想を図案化したものです。

第Ⅰ章関連

都市地域

現在、都市計画区域に指定されている地域及び将来、都市計画区域へ編入し、計画的な土地利用を図る地域です。

田園地域

食糧の安定供給や農業経営の面から生産基盤の整備による生産性向上を目指すとともに、「日本の原風景」とも評される農村景観の維持・保全に努めていく地域です。

森林地域

本市のおよそ 60%の面積を占める森林が持つ機能を認識し、大切な資源である森林の適正な利用促進と森林環境の保全を図る地域です。

第Ⅲ章関連

市街地ゾーン

飯山城下として古くから「まち」が形成され、現在も都市機能が整った中心市街地を「市街地ゾーン」とします。

駅周辺ゾーン

北陸新幹線飯山駅の開業と土地区画整理事業により、土地利用が大きく変貌することが予想される飯山駅周辺を「駅周辺ゾーン」とします。

計画的開発ゾーン

秋津地区のうち、特に中心市街地に近接する地域を「計画的開発ゾーン」とします。

工業・産業振興ゾーン

木島・東栄・長峰・南原・戸狩といった既存の工業用地のほか、新幹線飯山駅周辺の適地及び伝統的工芸品の産地を「工業・産業振興ゾーン」とします。

その他のゾーン

【自然ふれあいゾーン】

古来から人との係わりが深い里山や人々が行楽に訪れる高原といった身近な自然環境を「自然ふれあいゾーン」とします。

【史跡ふれあいゾーン】

国県指定の貴重な文化遺産のほか、市内各所に存在する寺社や石像・石碑といった信仰の拠りどころとなる史跡の周辺を「史跡ふれあいゾーン」とします。

【スポーツ・レクリエーションゾーン】

自然的要因（山岳、河川、池沼、降雪等）や設備的要因（体育館・多目的運動場等）により、様々なスポーツに親しむことができる環境を「スポーツ・レクリエーションゾーン」とします。

【水辺ふれあいゾーン】

千曲川、斑尾高原の沼の池（希望湖）、瑞穂の北竜湖、長峰公園の針湖池などの河川、池沼といった水辺環境を「水辺ふれあいゾーン」とします。

土地利用構想図

その他の資料

1. 飯山市国土利用計画審議会条例
2. 飯山市国土利用計画審議会委員名簿
3. 飯山市国土利用計画諮問、答申
4. 飯山市国土利用計画策定の経過

1. 飯山市国土利用計画審議会条例

(平成 5 年 3 月 18 日条例第 4 号)

(設置)

第 1 条 飯山市の総合的かつ計画的な土地利用を図るための重要事項を調査審議するため、飯山市国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の区域における市土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 7 条 専門の事項を調査するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門事項に関する調査を終了するまでとする。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 飯山市国土利用計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

(順不同：敬称略)

	氏 名	所 属 等	備 考
1	○ 伊沢 春一	飯山市農業委員会 会長	
2	村松 清一	北信州みゆき農業協同組合 代表理事組合長	
3	清水 一洋	長野県下水内中部土地改良区 理事長	
4	小林 仁	飯山商工会議所 会頭	
5	阿部 一義	飯山商工会議所 工業部会長	
6	原 修一郎	北信州森林組合 代表理事組合長	
7	関口 信男	いいやま環境会議 会長	
8	丸山 一之	飯山市区長会協議会 副会長	
9	上松 永林	飯山市観光協会 会長	
10	小野澤 守恭	みゆき野青年会議所 理事長	
11	柴田 祐美子	男女共同参画市民会議 事務局員	
12	◎ 土本 俊和	信州大学 工学部教授	
13	海野 忠一	北信地方事務所 所長	
14	戸田 明宏	飯山建設事務所 所長	
15	小林 喜美治	飯山市議会 議員	
16	沼田 喜一	飯山市議会 議員	※平成20年12月1日まで 佐藤 正夫
17	坂原 シモ	飯山市議会 議員	※平成20年12月1日まで 水野 晴光
18	足立 正則	飯山市 副市長	
19	松本 誠広	学識経験者	
20	清水 明夫	学識経験者	

※役職等は委嘱時のものです。

3. 飯山市国土利用計画諮問、答申

諮 問

都第 66 号

平成 20 年 7 月 24 日

飯山市国土利用計画審議会

会長 土本 俊和 様

飯山市長 石 田 正 人

飯山市国土利用計画の策定について（諮問）

国土利用計画法第 2 条に定められた国土利用の基本理念に即し、同法第 8 条の規定により策定する国土利用計画（第二次飯山市国土利用計画）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答 申

平成 21 年 3 月 5 日

飯山市長 石田 正人 様

飯山市国土利用計画審議会
会 長 土 本 俊 和

飯山市国土利用計画の策定について（答申）

平成 20 年 7 月 24 日付都第 66 号で貴職から諮問された国土利用計画（第二次飯山市計画）の策定について、別冊のとおり答申します。

4. 飯山市国土利用計画策定の経過

飯山市国土利用計画策定の経過

期 日	内 容
平成19年4月1日～	計画策定の為の準備
平成19年9月7日	部課長会議にて計画策定の趣旨説明
平成19年9月21日	第1回調査委員会（関係係長等による組織） （素案の検討）
平成20年4月18日	第2回調査委員会 （素案の検討）
平成20年5月27日	第1回策定委員会（関係部課長等による組織） （素案の検討）
平成20年7月1日 ～8月20日	土地利用に関する住民アンケート実施 （対象：住民懇談会来場者）
平成20年7月24日	第1回国土利用計画審議会 （委嘱書交付、正副会長選出、諮問、素案説明）
平成20年9月22日	第2回国土利用計画審議会 （素案の審議）
平成20年11月11日	第3回国土利用計画審議会 （素案の審議）
平成20年12月24日	第4回国土利用計画審議会 （素案の審議）
平成20年12月26日 ～平成21年1月15日	第2回策定委員会・第3回調査委員会 （素案の検討）
平成21年1月9日	県協議（県あてに意見照会）
平成21年1月16日 ～2月2日	素案に対するパブリックコメントの受付 （対象：市民・市内法人・市内通勤通学者）
平成21年1月27日	県協議（県から意見収受） 県意見に対する処理方針は、H21年2月26日に回答
平成21年2月4日	第5回国土利用計画審議会 （素案の審議）
平成21年3月5日	国土利用計画審議会から答申
平成21年5月8日	部課長会議にて計画案の検討
平成21年6月24日	市議会6月定例会にて議決（議案第55号）

国土利用計画

—— 第二次飯山市計画 ——

平成 21 年 6 月発行

発行 飯山市

長野県飯山市大字飯山 1110 番地 1

TEL (0269) 62-3111

FAX (0269) 62-6221

<http://www.city.iiyama.nagano.jp/>

編集 飯山市建設水道部 都市計画課